

## むつ市議会第200回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成21年6月23日(火曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

#### 【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 21番 中村正志 議員

(2) 23番 浅利竹二郎 議員

(3) 3番 新谷泰造 議員

#### 【議案質疑、討論、採決】

第2 議案第49号 工事請負契約について

(市立大湊中学校耐震補強及びその他改修工事)

第3 議案第50号 財産の取得について

(小学校教育用コンピュータ及び周辺機器の老朽化に伴う更新)

第4 議案第51号 平成21年度むつ市一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	目時	睦男
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	川端	一義
9番	白井	二郎	10番	岡崎	健吾
11番	千賀	武由	12番	山本	留義
13番	馬場	重利	14番	佐々木	隆徳
15番	富岡	修	16番	菊池	広志
17番	半田	義秋	18番	高田	正俊
19番	山崎	隆一	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	新谷	功夫
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹	
教員	山本	文三	教育長	牧野	正藏	
公営企業 管理業者	遠藤	雪夫	代監査委員	小川	照久	
選挙管理 委員会 職務代理	永谷	智	農委員会 委員長	立花	順一	
総務部長	新谷	加水	会管総理 出納室 事務	計者部 事務	工藤	正明
企画部長	阿部	昇	企画部 事務	近原	芳栄	
民生部長	齋藤	秀人	保健福祉 部	鴨澤	信幸	
経済部長	櫛引	恒久	建設部長	太田	信輝	
選挙管理 委員会 事務局	大芦	清重	監査委員 局長	齋藤	純	

教育部長	佐藤節雄	教育委員会事務局長	高田文明
公企業局 菅長	佐藤純一	川内庁 倉長	河野健二
大畑庁 倉長	柳谷正尚	脇野所 沢長	片山二元
総副総務課 部長	松尾秀一	企次 画 部長	宮川淳一
企財調 画 調整 部長	下山益雄	企副企 画 課 部長	伊藤道郎
民生 部長	新谷正幸	民副廃対 策 課 部長	奥島慎一
経副産課 济理政 部長	笠井哲哉	建副土 設 課 部長	布施恒夫
建副建 設 課 部長	鏡谷晃	農委事 務 局 員 局長	吉田薫
教委事副総 務 課 部長	安藤哲雄	教委事副生涯 学 習 課 部長	杉浦収二
総行課 務 政 経 部長	花山俊春	総防課 災 務 調 部長	工藤初男
企財 画 課 部長	石野了	保福見課 社 家 庭 部長	美濃邦彦
保福介課 社 福 部長	岩崎若男	経農課 林 水 部長	室館利光
教委事市又課 員 務 一 部長	猪口和則	総総主 務 課 幹	吉田真
総総主 務 課 部長	澁田剛	総総主 務 課 部長	橋立宣幸

事務局職員出席者

事務局 局長	工藤昌志	次 長	澤谷松夫
--------	------	-----	------

総括主幹  
主 事

柳 田 諭  
井 戸 向 秀 明

主 査 石 田 隆 司

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

昨日本会議終了後の議会運営委員会において、6月26日に議員提出議案4件を上程することが決定しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

## 日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、中村正志議員、浅利竹二郎議員、新谷泰造議員の一般質問を行います。

## 中村正志議員

○議長（村中徹也） まず、中村正志議員の登壇を求めます。21番中村正志議員。

（21番 中村正志議員登壇）

○21番（中村正志） おはようございます。記念すべきむつ市議会第200回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれま

しては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

間もなく1期目の任期の折り返し地点を迎える宮下市長におかれましては、むつ市民6万5,000人の先頭を走るものとして、ペースダウンすることなくゴールを目指し、今後も邁進されますことをご祈念申し上げます。

質問の第1は、むつ市の財政についてであります。現在むつ市においては、平成23年度での累積赤字解消へ向けて歳入の確保、歳出の削減と血のにじむような努力をしているわけであります。ある程度その努力の結果が見えてきているとの思いは私も感じてはおりますが、市税の落ち込み、交付税の減額、そして先の見えない経済状況等を考えますと、まだまだ予断を許さない状況にあると思います。

そうした中で、一方では市長の施政方針の中で、「いよいよ守りから攻めにかじを切ってさらなる発展への仕掛けを施す秋(とき)が来たとの思い」であると言い、平成21年度の予算は「限られた財源状況の中において、相応にめり張りがあり、かつまたバランスのとれたもの、言いかえれば「攻め」と「手堅さ」がほどよく混交したものとなった」と話しています。

また、出納閉鎖後の現時点での平成20年度の決算では、約6億4,000万円の黒字決算となり、累積赤字額も約14億6,000万円にまで減少するとの報告もありました。確かに数字の上では赤字解消計画のとおり進んでおり、喜ばしいことであると思いますが、むつ市の財政を取り巻く状況にはさまざま不確定要素があり、依然として厳しいものであるとの思いを私は強く感じております。

そこで、今後のむつ市の財政運営に影響を与えるであろう5つの懸念材料について質問をさせていただきます。

1点目、普通建設事業費についてであります。

この普通建設事業費であります。平成18年度は約31億円、平成19年度は約21億円、平成20年度は約33億円でありました。平成21年度は約50億円、平成22年度は約47億円、平成23年度は約46億円を見込んでおり、明らかに今年度から大幅な伸びを示しており、急激にアクセルを踏み込んだと感じております。

事業の中身を見ても、小学校の建設、消防署の建設、市営住宅の建設、学校の耐震改修など、それぞれ必要な事業だとは思いますが、現在最優先で取り組んでいる平成23年度での赤字解消という目標に対して逆行しているような気がしてなりません。当初予算には賛成したものの、本当に大丈夫なのかと心配をしております。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。普通建設事業費が平成21年度から大幅な伸びを見せているが、赤字解消計画の達成やその後の財政運営への影響はどうか、またそれぞれは必要な事業だと思うが、もう少し長期間での事業計画は考えなかったのか。これらの財源対策は本当に大丈夫なのか、あわせてお聞きをいたします。

2点目は、むつ総合病院への繰出金についてであります。むつ総合病院においては、第5次病院事業経営健全化計画において約55億円の不良債務を平成20年度で解消しております。その解消のためかどうかは詳しくはわかりませんが、むつ市一般会計において、その補正予算のたびにむつ総合病院への繰出金、負担金が計上され、可決してきたような気がしています。55億円の不良債務が解消されたといっても、むつ総合病院の経営健全化のためには今後ともむつ市一般会計からの多額の繰出金、負担金が必要であることは間違いのないことだと思います。むつ市財政において、むつ総合病院の問題は一番の最重要課題であると思います。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

第5次病院事業経営健全化計画において約55億円の不良債務を解消したが、むつ市の繰り出した総額は幾らになったのか。また、その額は当初の予定どおりであったのか。今後のむつ総合病院への繰出金についてはどのように試算をしているのか。現在建て替えを予定しているメンタルヘルス科病棟、事業費約13億円の財源とむつ市の負担分はどうなるのか。安心安全のまちづくりには欠かすことのできない地域医療の核となるむつ総合病院の経営健全化のために今後ともむつ市一般会計から多額の負担をしていく覚悟があるのか。あわせてお伺いをいたします。

3点目は、川内診療所、大畑診療所、脇野沢診療所の不良債務解消のための繰出金についてであります。むつ総合病院の不良債務の解消を受けて、今年度から公立病院改革プランに基づき繰り出すわけですが、その計画年度と総額、財源対策についてはどうなるのかお聞きいたします。

4点目は、扶助費の増加の影響についてであります。生活保護費を初めとする各種の扶助費は年々増加しており、昨年度はほぼ定例会のたびに補正予算において多額の増額補正をしている状況にありました。義務的経費でありセーフティーネットのかなめでもある扶助費でありますので、減額することはもちろんできませんし、今後とも増加していくことが予想されます。そこで、これまでの扶助費の経過と今後の見込みについて、またむつ市財政に与える扶助費の増加の影響についてはどう考えているのかお聞きいたします。

5点目は、使用済燃料中間貯蔵施設の本体工事着工時期の延期についてであります。本年3月26日にR F Sの久保社長は、国の安全審査が長引いていることを理由に、本体施設の着工の時期を従来計画のことし4月から2010年、来年の4月から9月の間に延期すると発表しました。これにより操業開始も2012年に変更となります。宮下市長

は、事業者には引き続き安全安心を第一義として早期の操業開始に向けて努力してほしいとのコメントを出しております。短いコメントではありましたが、宮下市長の非常に残念な気持ちが私には感じ取られました。

赤字解消計画の財源対策での歳入の部分において大きな柱の一つである交付金が計画の変更で繰り延べになるということは、むつ市財政に対して大きなマイナスになると思いますが、赤字解消計画に与える影響について、またその後の影響についてはどのように考えているのか。加えてこれらの交付金については現在電源立地促進対策交付金部分について前倒しで交付されていますが、電源立地特別交付金などは前倒しの交付は可能なものなのかどうか、あわせてお聞きをいたします。

質問の第2は、「下北のむつ市から日本のむつ市へ」の施策についてであります。宮下市長は、ことしの施政方針の中で、この言葉を使いました。今までは7つの公約の話はよくされておりましたが、この「下北のむつ市から日本のむつ市へ」の言葉が宮下市長が目指すむつ市政の重要な命題であると私は感じ取りました。7つの公約もこの命題達成のための手段、方法なのだと思います。

前回の私の一般質問の中で市長は、むつ市の将来ビジョンと申しますか、どんな将来像を描くのかとの問いに対し、今は第一義的に財政再建である、それも前に向かっての財政再建だ、財政再建をすることによって次の展望が開けてくると答弁をいたしました。次の展望とは、「下北のむつ市から日本のむつ市へ」、まさにこのことだと私は思っております。そこでお尋ねをいたしますが、この「下北のむつ市から日本のむつ市へ」のフレーズはどのような思いから出たものなのか、宮下市長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

また、実現のために現在実行している事業、今後実行予定の事業、構想中、準備中の事業について

あわせてお尋ねをいたします。

質問の第3は、組織運営についてであります。組織運営につきましては、宮下市長は施政方針の中で、職員には常に自己点検と切磋琢磨を励行させながら、市民の立場、目線に立って考え、積極的に提案ができる進取の気性に富んだ組織風土の醸成に努めてきた、組織運営においては適格性はもちろん、迅速性と攻めの姿勢を重視すると同時に、仕事を進めるに当たっての通念である報告、連絡、相談を行動指針として常日ごろ徹底することで組織内での意思の疎通、風通しの確保を図ってきたと述べております。極端な言い方をすれば、むつ市役所の活性化、むつ市役所組織の活性化なくしてはむつ市の活性化はなし得ないものだと私は思います。宮下市長が施政方針で述べた組織運営を目指すためには、究極的には予算と人事だと思えます。どのような事業を採択し予算措置をするのか、適材適所の人事を行い、だれにどのような仕事をさせるのか、どのように職員の能力を最大限引き出させるのか、組織運営の活性化のかぎはまさに予算と人事であると私は申し上げたいと思えます。

そこで、組織運営についての質問であります。1点目として、現在行っている退職者不補充はいつまで続けるのかについてであります。そのための根拠となる適正な職員数とは何名と考えているのか、またこの政策の転換時期の目安となるものは職員数なのか、財政再建なのか、あるいはそれ以外の要素なのか。現在の職員のいびつな年齢構成、行政職職員の約47%が課長補佐級以上である頭でっかちな体制についてどのように考えているのか、あわせてお聞きをいたします。

2点目として、職員の積極的な意見や提案を吸い上げる方法についてであります。現在職員の意見や提案はどのような形で反映されているのか、またその提案による新しい事業を立ち上げるまで

のプロセスはどのようになされているのか。職員の意見や提案から新たに採用された最近のむつ市の事業の事例について紹介していただきたいと思えます。

以上、壇上からの1回目の質問とさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まずご質問の第1点目、普通建設事業費についてであります。平成21年度から平成23年度までの建設事業の増加による公債費の影響につきましては、平成20年度以前に借り入れした起債の償還が終了し、返済額が減少してきていることや、過疎債及び合併特例債等交付税措置のあるものを活用することで、後年度への財政的負担の軽減を図っていただけるものであり、赤字解消計画においてもその償還分を見込んでの計画を策定しておりますし、今後の財政運営においても影響は少ないものと考えております。

この期間に事業が集中しましたのは、老朽危険校舎の解消対策として、第三田名部小学校及び第一川内小学校の改築事業に着手するとともに、他の学校の耐震化を進めることで「こどもは地域のたからもの」という視点から、安全安心に優先して取り組む必要があったこと、国の緊急経済対策に呼応し、各種の補助金及び交付金を活用して地域経済の活性化を進めること、庁舎移転事業という特別な事業を継続的に実施すること等によりまして、平成23年度までは事業が集中する時期となりますが、新規事業の繰り延べや事業スパンの延長等により事業量の調整を図ってきたところでもあります。国や県の補助金及び有利な起債の活用を図ることで、今後の財政運営に大きな影響を与えることはないものと考えておりますので、ご理

解願います。

質問の第2点目、むつ総合病院への繰出金の金額等につきましては、企画部理事より答弁いたしますが、むつ総合病院は下北の医療圏における核となる病院であることから、むつ市民が安心して暮らせるよう引き続き経営健全化のために応分の負担はしてまいらねばならないと考えております。

メンタルヘルス科病棟の建て替えにつきましては、下北医療センターにおきまして、約13億円の建設費を見込んでおり、財源は全額起債を充当する予定であります。むつ市の負担分につきましては、約5億9,000万円となる見込みであり、このうち45%は普通交付税で措置されることとなっております。現在国の経済危機対策における地域医療再生臨時特例交付金の活用等国や県の財源措置について鋭意検討している状況でありますので、ご理解賜りたいと思えます。

ご質問の第3点目、川内、大畑、脇野沢診療所の不良債務解消のための繰出金につきましては、むつ総合病院の不良債務の解消が図られたことから、平成21年度以降は3施設の不良債務解消に向け、赤字解消計画の達成を視野に入れながら努力してまいります。詳細につきましては、企画部理事より答弁いたします。

ご質問の第4点目、扶助費の増加につきましては、議員ご承知のとおり、生活保護費や児童手当の制度拡充によりまして年々増加してきておりますし、今後もその傾向は続くものと思われまます。国の普通交付税や特例交付金等による財源措置はありますものの、財政に及ぼす影響は少ないものと思慮されるところであります。しかしながら、市民の暮らしを守るという行政の基本的役割からすれば、他の経費を抑えてでも財源の確保はしていかなければならないと考えており、赤字解消計画においても、今後の増加分を見込んで計画



策定しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

ご質問の第5点目、使用済燃料中間貯蔵施設の本体工事着工時期の延期についてであります。工事着工予定を平成21年4月から平成22年7月に延期したことによる赤字解消計画に与える影響につきましては、原子力発電施設等周辺地域交付金の交付が平成22年度からの交付予定になったことで、この影響は否めないところでありますが、電源立地促進対策交付金の前倒しや行政改革への取り組みを一層強化することで極力財政への影響緩和を図り、赤字解消計画の達成に努力してまいりたいと考えております。

また、原子力発電施設等周辺地域交付金の前倒しについては、制度上不可能でありますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、「下北のむつ市から日本のむつ市へ」の施策についてのご質問にお答えいたします。まず、「下北のむつ市から日本のむつ市へ」という市長の考えはどのようなことかとお尋ねですが、「下北のむつ市から日本のむつ市へ」を施政方針に掲げたそもそもの趣旨、考え方は、むつ市にはきらりと光る農林水産物を初めとする種々の地域資源が豊富であることから、まず地産地消を図るなどして、これらに対する地元住民の認識共有を促し、誇りと自信を持って地域外に向けて発信していく必要があるということがあります。そして、舞台を下北から日本全国に展開することで発信力を高めると同時に、地元力にいろいろな磨きをかけることにもつながり、それがまた発信力に厚みをつけるという、いわば発展スパイラルに乗せる構図を描こうとするものであります。もちろんそれによってむつ市に交流という形で足を運び、できれば住んでみたい、事業をやってみたいと思わせる動機づけともなれば幸いという思いも含んでいるものであります。中村議員には、以上

のような私の思いをご理解賜り、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

次に、「下北のむつ市から日本のむつ市へ」の実現に向けて現在取り組んでいる事業、また今後予定している事業はあるのかとお尋ねですが、まず第1次産業の分野においては、「むつ市のうまいは日本一」の第1段階として、農林水産物の生産性及び品質の向上とこれらの付加価値を高めてブランド化を図るなどし、地産地消運動を強く推し進めるとともに、市のホームページ上において、むつ市のうまいものを全国に向けて情報発信してきたところであります。今年度は、第2段階として、これまでの取り組みのさらなる進展を目指して販売戦略等の強化に取り組んでまいります。

その1つとして、首都圏に住んでおられるむつ市出身者やむつ市にゆかりのある方、またむつ市に関心をお持ちの方々を中心として、いわゆるむつ市の東京営業所とも言うべき元気むつ市応援隊を結成していただき、応援プロデューサーの名のもとに産業振興等に関する施策に対するご意見、ご提言、ご提案などをいただくとともに、むつ市の物産、観光、文化資源等のPRに一役買っただきたいと考えております。また、むつ市グルメマップの配信など、インターネットの活用もあわせながら、むつ市の知名度をさらに高め、販売力強化のための戦略を構築してまいりたいと考えているところであります。

農商工連携については、八戸市の食品会社とはまなす農業協同組合が共同開発した冷凍押し寿司が昨年度の東北経済産業局管内における農商工連携促進事業の第1号に認定されたこともあって、むつ市及び東通村で生産された低アミロース米の「ゆきのはな」の販路拡大が期待されておりますし、さらには北彩漁業生産組合の海峡サーモンやむつ市漁業協同組合のホタテを用いた押し寿司に

ついても商品開発されておりますことから、今後においても1.5次産業の構築に向け、関係機関等との連絡連携を図りながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

21世紀前半の成長産業として環境、エネルギー、情報、食糧等が上げられております。むつ市におきましても、昨年の下北・むつ市経済産業会議の議論を踏まえ、地元から環境エネルギービジネスを起すべくエネルギー施策に関連する地元企業の充実に役立てるための企業アンケートを実施し、当該産業界との情報交換会に備えるなど、今後の産業振興の芽出しに取り組んでいるところであります。

さらに、田野沢及び関根地区の海底埋没林や仏ヶ浦などむつ下北地域における貴重な資源を有効に活用する方策として、全国的にも事例の少ない地層や地質等の自然遺産の保護と活用を図り、教育や地域振興に役立てることを目的とするジオパーク構想の具体化のための調査検討にも着手したところであります。これらの取り組みを今後さらに推し進めるに当たりましては、生命の本源と生活の原動力に大きくかかわる食とエネルギーの一大供給地としての当地の役割を市民とも意識共有を図りながら、本州てっぺんの元気で躍動感あふれるむつ市のアイデンティティを市民協働のもとに全国に向けて大いにアピールしてまいりたいと考えておりますので、中村議員初め議員各位並びに市民の皆様におかれましては、なお一層のご支援を賜りたいと存じます。

次に、組織運営についてのご質問にお答えいたします。ご質問の第1点目の退職者一部不補充はいつまで続けるのかということについてですが、現在財政状況の悪化等に伴い、退職者の一部不補充を余儀なくされておりますことは議員お示しのとおりであります。行政職職員に限らず技能労務職員及び保育士の退職者不補充につきまし

ても、民間への委託や委譲により事業の効率化を図っているところであり、過渡期に差しかかっているものと考えております。このような状況を踏まえ、職員の定員管理におきましては、市民サービスの維持向上や職員の健康管理の観点からも適正に行わなければならないものと認識いたしているところであります。

まず初めに、適正な職員数は何名と考えているのかということについてであります。今年度は現在の定員適正化計画の最終年度に当たりますことから、来年度からの新たな定員適正化計画策定に向けて、財団法人電源地域振興センターに依頼し、業務量の算定や合併類似団体との比較による適正な職員数の算定等の基礎調査を実施することとしております。この調査結果を待って、平成22年度からの組織機構改革や重要施策の実施状況等を見きわめながら、業務量に応じた部署ごとの均衡のとれた適正な職員数を算定し、現状に即した新たな計画を策定したいと考えております。

次に、退職者分を完全に補充できるようになる転換時期の目安は何かとのご質問についてであります。この転換時期の目安といたしましては、業務量と職員数及び年齢構成、さらには財政再建、市民サービスの維持向上という目安が大事であろうと考えます。これら3つのバランスをいかに見きわめるかが最も重要な課題であると考えております。財政再建を最優先する余り、職員に過度の負担を強い過ぎることはあってはなりませんし、結果的に肝心の市民サービス、市民福祉の低下や職員の健康を損なうようなことがあってはならないものでありますので、先ほど申し上げました基礎調査の結果等も勘案しながら、総合的に判断しなければなりませんものと考えております。

次に、現在のいびつな年齢構成や頭でっかちな体制についてどのように考えているのかとのご質問であります。これにつきましては、まだ定員適

正化計画策定の基礎調査前ですので、明確なことは申せませんが、今後経常的に一定数の職員を採用し、団塊世代の大量退職が一段落すれば、3から4年後くらいからは徐々に年齢構成も平準化し、組織体制もピラミッド型の構成になるものと推定しております。現在その過渡期にあるとはいえ、このような状況を少しでも打開し、業務の停滞を招くことがないよう、今年度から一部の部署を除き全庁的にグループ制を導入するとともに、組織全体の見直しも行ってまいりますことはご存じのとおりであります。特にグループ制につきましては、従来の係の枠を取り払い、職階にこだわることなく、業務の繁閑に応じてフレキシブルに対応できるように取り入れたものであります。それぞれの課長やグループリーダーを中心にグループ制のメリットを最大限に発揮し、事業の進展や市民福祉の向上につながるよう期待しているところであります。

また、団塊世代の大量退職により豊富な行政経験や業務に関するノウハウの蓄積、継承が絶たれようとしている中で、これからを担う40歳代の職員のマネジメント力やモチベーションの向上のため、研修機会の拡充や蓄積されているノウハウが継承できる体制づくりに意を用いていかなければならないものと痛感いたしているところであります。

次に、ご質問の2点目、職員の積極的な意見や提案を吸い上げる方法についてであります。現在の職員提案制度は事務改善、または施策に関する職員の提案を奨励し、行政に対する参画意識の高揚を図り、事務の効率化を目指すことを目的として平成10年3月に策定されましたむつ市職員提案制度実施要綱の規定に基づき行われているものであります。残念ながらこれまで数件の提案しかなく、いずれも各部長及び公営企業局長で組織する審査委員会において不採用となっており、ここ

でお示しできるほどの成果はなく、制度自体が形骸化しつつあると言わざるを得ない状況であります。このような現状をかんがみ、行政改革の一環として柔軟で豊かな発想や構想を持った若手職員が提案しやすいような組織の風土づくりや現提案制度の検証を踏まえ、新たな提案システムの構築に取り組まなければならないものと考えております。

このほか今年度から3カ年にわたって事務事業の行政評価を行っていくこととしておりますが、職員自らがディスカッションを通じて、現在行われている事務事業について評価していく過程の中で実効ある改善策、あるいは新たな提案がなされてくることも期待しているところであります。私自身も職員と接するさまざまな機会をとらえて、職員の前向きで積極的な提案に耳を傾けてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） むつ市の財政のご質問について、市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、むつ総合病院の繰出金、いわゆる負担金についてであります。第5次病院事業経営健全化計画における負担の割合は、むつ総合病院が6分の2、国が6分の2、県が6分の1、むつ市が6分の1で不良債務の解消を図ることとしております。むつ市の負担につきましては、国の特別交付税措置分、県の補助金分を含め、むつ総合病院へ負担しております。平成14年度から平成20年度の7年間で合計40億3,433万円となっております。このうち3億6,500万円について、むつ総合病院の経営悪化による追加負担分として、平成14年度、平成19年度及び平成20年度にむつ市が当初の計画を上回る一般財源の持ち出しにより負担を行っております。今後むつ総合病院への負担に

については、公営企業に対する繰り出し基準に基づいて算定した金額で行っていくものとして、赤字解消計画で見込んでおります。

次に、川内、大畑及び脇野沢診療所の不良債務の解消についてであります。平成20年度末の不良債務見込額は約48億5,300万円となっております。まして、当市の不良債務解消に係る負担金は平成21年度に3億9,872万円、平成22年度に5億2,640万円、平成23年度に8億4,118万円を計画しております。公立病院改革プランの最終年度であります平成25年度までに総額で約43億4,800万円を改革プランに沿った形で負担していきたいと考えております。

また、この財源につきましては、すべて一般財源となるものであります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） 細部にわたる答弁ありがとうございました。それでは、何点が再質問をさせていただきます。

まず、むつ市の財政についての普通建設事業費についてであります。今の答弁であります。有利な補助金だとか起債を使っているの、赤字解消計画に対してはそれほどの影響はない、それも見込んで計画をしているということでもあります。私もそんなに長く携わっているわけではありませんが、むつ市が同じ年度内に学校を2つやるだとか、こういうふうな経験は多分ないだろうと思っ

ているのです。そういうふうなことを考えると、それぞれの事業の緊急性は私も十分に理解はするのですが、正直なところ、本当に大丈夫だろうかという気持ちがどうしても先に立ってしまいます。答えは、多分大丈夫だというお答えしか返ってこないと思いますので、余りそこら辺は深くはお聞きしませんが、とにかく大丈夫なのか。あるいは、この状態で赤字解消計画が平成23年度とい

うことで、本当に血のにじむような努力をしているわけですが、平成23年度で解消されたとしても、その後は先ほどの話ですと、川内診療所、大畑診療所、脇野沢診療所などへの繰出金等々、まだまだたくさんやらなくてはいけないことがあるわけです。それこそもう平成23年度ということに本当にこだわっているようで、もうちょっと余裕を持った計画があってもいいのではないかというふうにこの財政再建について私はちょっと考えているのです。例えば平成25年度でも、ちょっと余裕を持たせてもいいのではないかという考えが一方にあってもいいのかなと思うのですが、そこら辺についてはどう考えますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 平成25年度と、2年間赤字解消計画をちょっと延ばしたらと、こういう状況だからいかなものかと、そういうふうな非常に親心あふれるようなご発言でございました。しかしながら、財政の健全化ということは、しっかりと目標を持って何とか平成23年度までに解消するという目標を持つと、目標を掲げることの大切さは私は重要だと思います。これが例えばあとまた2年間ずらすとかということになりますと、私自身もさまざまな行財政運営の中で気持ちがやはり余裕ができてくる。そうするとまた、先ほど大丈夫かというふうな部分、大丈夫さが少しずつ薄れてくる可能性があるわけでございます。ですから、きっちりと平成23年度を目標に赤字を解消したいという、議会のほうにお示しをさせていただきました赤字解消計画、これを特別の事情がない限り、大きな災害とかさまざまな特別な需要がない限り、突発的に財政需要が出ない限りは、これを順調に進めていくというのが皆様方にお示した赤字解消計画の重みであると、私はそういうふう

に認識しておりますので、何としても平成23年度までには赤字解消を進めていきたいという決意に変

わりありません。

その後しっかりと、これから平成21年度から始まるわけですが、48億円でしたでしょうか、大畑、脇野沢、川内の診療所、この不良債務、これも解消していかなければいけません。また、これまでさまざま議会の中でご指摘をいただきましたむつ総合病院に対する債務負担行為、これもまだあるわけでございます。きっちりとその部分を果たさなければ、しっかりと病院のほうの経営が健全化しなければ、さまざまな医療機器の更新だとか、そして施設の更新、そういうふうなものが果たせない。そうしますと、患者さん、そしてまたドクターも離れていく、そうすると経営がまた成り立たなくなってくるという悪い意味でのスパイラルに陥るといふような思いをいたしますので、しっかりとこの不良債務の部分についても解消していかなければいけない。それらは、赤字解消計画の中に掲載はされているところであります。

そしてまた、この建設事業費がふえているといふふうなことでありますけれども、これは今平成20年度の決算から国の法律、経営健全化法でしたか、その4つの指標をしっかりと見きわめながら、ただその4つの指標をクリアすることだけを目標とするのではなく、財政を健全化すると、もっと体力のあるもの、さまざまな指標の見方があります。その指標をもっともっと詳しく精査をして健全化に努めていかなければいけませんし、起債、この管理も私はしっかりと将来負担の部分において上限をそれなりに決めてやっていかなければいけないだろうし、そういうふうな財政運営、そしてまた一方では市民の方々の行政に対する要望、そういうふうなものも果たしていかなければいけませんし、また生活扶助の部分、先ほど中村議員お話しのように、しっかりとした体制もとっていかねばいけません。そういうふうな総合的なバラ

ンスの中で、何としても平成23年度の赤字解消計画をお示ししたとおりに進めていきたいという決意でございますので、つまり持続可能なむつ市の財政運営、これをしっかりと私はこれから大きなテーマとして抱えていかなければいけないのではないかなと、こんな思いでございます。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） 財政については、ほかにも何点か考えてはあったのですが、多分今の答弁に尽きるものと思いますので、これくらいにして、「下北のむつ市から日本のむつ市へ」について、ちょっと質問を移らせていただきます。

このフレーズにつきましては、市長が今後市政を運営していく中で、このフレーズの位置づけというのは大きいものになっていくのでしょうか、そのあたりについてはどうでしょう。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私は、初めての市長選挙の際に、7つの公約の中で「むつ市のうまいは日本一」という公約を掲げました。これは、むつ市に住んでいることに自信と誇りを持ってもらいたい、そしてむつ市のうまいものは本当に、これは個々の感覚だと思っておりますけれども、日本一のおいしさがあるよと、そういうふうなことを私は市民共有の意識として持ってもらい、そしてマインド部分で自信と誇りを持ってもらおうと、これが大きな私の仕掛けでございました。

その意味からして、これとやはり延長上にあります「下北のむつ市から日本のむつ市へ」という、これをやはりマインドの部分で私は大きく訴えていかなければいけない。そのマインドだけではやはりだめなわけでございますので、もっともっと積極的に下北の中だけでなく日本全国に、特に中央部分においてそれを仕掛けていって、そして評価をしていただくと、こういうふうな思いで取り組んでいきたいと、このように思います。

ちょっと10年くらい前のお話をさせていただきますならば、私実は大分県臼杵市に行政視察でお伺いしたことがございました。なぜその市役所を行政視察することになったのかといいますと、日本一の市役所づくりというふうな大きなテーマのもとで、市役所がさまざまな形の中で、たしかあそこはバランスシートから始め、それは内部の事務的な、そして公開の仕方、そういうふうなことがありましたし、また市役所の中の雰囲気を変えようと、あいさつ運動をしようと、そういうふうな形で市役所が変わりました。そして、目標は日本一の市役所づくりという大きなテーマのもとで取り組んだ市長さんにお会いいたしました。そのときにやはり、ああ、なるほどなど、こういう高い目標を持つということによって一歩でも二歩でも近づいていこうというふうなモチベーションの高まり、これを私はむつ市役所にも求めたいし、むつ市全体、市民の皆様方にも持っていただきたいという思いでの「下北のむつ市から日本のむつ市へ」、つまりむつ市役所が変わればむつ市が変わるというふうなことを、私は常々職員に話をさせていただいております。そういうふうな、非常に観念的な言い方もわかりませんが、その観念的なところをしっかりとこれから事業展開していきたいと、しっかりと肉づけをしていきたいと、こんな形で下北のむつ市から日本のむつ市へ向けて第一歩を踏み出していきたいと、こんな思いでございます。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） よく言われる言葉に、そこに住む人たちの意識ほど、それ以上にはそのまちはよくなるというふうなことがよく言われますので、この「下北のむつ市から日本のむつ市へ」というこの高い目標を持つということは、私は非常にいいことだと思っております。

そこで、現在関連して、先行して行っているの

が「むつ市のうまいは日本一」ということだろうと思うのでありますが、先ほど来からもどんどん仕掛けをしていくという話をされておりました。その仕掛けの部分でいろいろあると思うのですが、私も何点か考えてありますので、それをちょっと披露しながら市長の考えを聞いてみたいと思います。日本のむつ市になるには、まずはやっぱりたくさんの人に知ってもらう、これはある意味大きな方法の中の一つであろうと思うのです。たくさんの人に知ってもらうためには、今までのホームページの発信だけでは少し弱いのかなと。先ほど答弁にありましたように、もっと別な角度の仕掛けが必要だと。そういうことで、元気むつ市応援隊ということも取り上げられるのだらうと思います。

そこで、その仕掛けの一環といたしまして、もっともっとこちらから積極的に出ていく、出ていくといいでしょうか、要は雑誌であるとかテレビであるとか、いろんなメディアに取り上げてもらおうようこちらから仕掛けをしていく、そのような部分が大事になってくるのではないかなと。ある意味、それこそもう業務の一環として職員が取り組んでもいいくらいのもなのかなというふうに私考えるのですが、要はメディアでも雑誌でも、いろんな話題を求めています。こちらから積極的にそれを提供することによって、取り上げてくれるかどうかは向こうの考えですが、そういう機会も多くなってくるのではないかと。取り上げられることによって注目がむつ市に集まると。そうすることによって、今リニューアルされたホームページがどんどん見られるようになるのではないかなというふうにも思います。そこら辺の仕掛け、このような仕掛けについて、市長はどう思われますでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ホームページのアクセス数

が県内でも一、二位の、かなりのアクセス数でございます。そこを充実させようというふうなことで、私就任早々、ホームページの更新を、とにかくリニューアルしようと。そしてまた、そのリニューアルする中身、その部分においてはCMS、コンテンツ・マネジメント・システムということで、これを各課が自分たちでホームページをつくり上げていこうというふうな意識をまず持ってもらいました。それが今ようやく形としてあらわれてきたと。そして、さまざまな部分でホームページの内容が充実し、そこに非常に大きなネットワークができていますと、こういうふうに私は思っております。そしてまた、市民の皆さんも、ホームページに入りますと、さまざまなライフステージの中に入りやすくなってきている。そういうふうな形で、市民の利便性も高まっている。

これを今度どうやって内容を、例えば食、それからエネルギーだとか観光、そういうふうなものを全国に発信していくのかと、さまざまなイベント情報、これをどうやって伝えていくのかというのは、これから大きな課題に私はなってくると思っております。そういう意味でのホームページのプロモーションと申しますか、そういうふうなことがこれから必要になってくるのではないかなと。つまりそれはむつ市で発信するものをプレスリリースするという、そういうふうな手法も全国的に行っているところがあるようでございます。これはプレスネットワークという形でありまして、そういうふうな形も今後検討していかなければいけないのではないかなと、こんな思いをしております。

例えば6月19日、太宰治生誕100年を記念してということで「走れメロス」、さまざまな形でそのプレスネットワークのところに情報がぼんと入って行って、そして全国にさまざまなリンクの中で張りつけられていくと。そういうホームページのプロモーション、そういうことも今後課題とな

ってきていると認識をしておりますので、大いにその部分は研究を深めて実施できるものは進めていきたいと、こう思っております。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） むつ市のホームページは、何か県内でも1位、2位の訪問者がいるということで、すごくいいなと今感じておりますが、そういう意味において、どんどん、どんどんホームページの充実、これからも取り組んでいただきたいと思うのでありますが、そこでホームページ上にブログを開設してみたいかと思いますが。有名人のブログでありますと、日に何十万、何百万という人が見るようなブログもあるようであります。むつ市の、何でもいいです、要は1回訪問した人が何回でも訪問したくなるような仕掛けという意味でのブログです。もちろん更新しなければ意味はありませんけれども、そういうのもぜひ検討の一つに入れてほしいと思います。別にブログは職員だけでなくもいいですし、市長が毎日更新しても、それはもちろん構いませんけれども、ぜひとも検討の一つに加えていただきたいと思っております。

それでは、3点目の組織運営について、若干また再質問させていただきますが、先ほどの答弁によりますと、職員からの提案が、ここ何年間かは数件しかなかったと。それを聞きまして、ちょっと残念だなと。その数件しかないというのも、仕事の忙しさに追われて、もしかしたらそこまで手が回らないのではないかなと。もしそうだとするならば、ぜひとも来年度から検討いたします職員定数適正化の部分でも一つの要素として取り組んでいただきたいと思っております。

先ほどの市長の答弁にもありましたが、市役所の活性化といいますか、政策提言能力がどんどん高まっていかないことには、やはり前進はないと思っております。そういう意味においても、今市長が目

指しております市役所の組織としてのあり方、ぜひともその姿に一步でも近づくようにしていただきたいというふうに思います。

そこで、その提案が数件しかなかったということではありますが、これがどんどんふえていくためにはどういうふうなものが必要だと思っているのか、その市長の考え方も再度お聞きしたいと思えます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これまで職員提案制度実施要綱というふうなもので行われてきたのですが、この内容がやはり事務改善または施策に関する職員の提案奨励というふうな部分に何かスポットが当てられているというふうな思いをいたしております。今中村議員お話しのとおり、私が抱えております職員すべて、政策提言能力を十分持っている、私はこう思います。その部分を、キャパがあるわけですので、どういうふうな形で提案を受けるか、政策的なもの、気づいたこと、私ことしの春から気づきというふうな言葉も、よく職員の中では使わせていただいておりますけれども、さまざまな気づきの部分、これをしっかりとさまざまな課、また部、そして私どもへというふうな形の流れをしっかりとつくる制度をこれから構築していきたいなど。アイデアをいっぱい受けたいというふうな思い、これは常々持っておりますので、新たな提案システムの構築、これはしっかりと取り組んでいきたい。これまでキャパがいっぱいというふうな思いはしておりません。ただ、仕事の量が非常に多いというふうな部分でありますので、その部分ではもう少しゆとりを持った気持ちで、そういうふうな部分のアイデアをどんどん出していただければなど、こういうふうな形の提案制度はこれから新たに構築していきたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） 今回の一般質問、大きく3点ほど取り上げさせていただきましたけれども、最後に、特に財政につきまして、平成23年度でとりあえず一般会計のほうの累積赤字の解消は達成できそうだと、その後もいろんな要素があって、むつ市の財政は非常に厳しい、そういうことがきょうの質問でわかったわけではありますが、そういう中においても、先ほどの話にもありましたとおり、もちろん市役所の活性化もそうではありますが、職員からのいろんな提言等をいただきながら、財政運営のほうは市民生活に影響を与えることなくぜひとも今後とも運営をしていただきたいということとを述べまして、質問を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（村中徹也） これで、中村正志議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浅利竹二郎議員

○議長（村中徹也） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。23番浅利竹二郎議員。

（23番 浅利竹二郎議員登壇）

○23番（浅利竹二郎） むつ市政クラブの浅利竹二郎でございます。歴史と伝統にはぐくまれたむつ市議会の記念すべき第200回定例会開催に当たり、市政壇上に登壇の榮譽をお与えくださいました市民の皆様、同僚議員各位に衷心よりの感謝と御礼を申し上げます。

さて、時あたかも市制施行50周年、新市合併5周年の節目の年、世はまさに未曾有の大不況、



100年に1度、戦後最悪とのまくら言葉で表現される経済混迷の中であって、企業倒産、失業率の上昇等国民生活、市民生活の窮状は生活保護申請数に顕著にあらわれております。国政は相変わらずの混乱ぶり、景気浮揚、政権浮揚に躍起の麻生内閣であります。解散総選挙秒読みに至っての閣内、党内不一致を露呈する始末、政府自民党は今こそその政治力、指導力を十二分に発揮し、国政の安定に寄与してもらいたいものと切望いたします。

さて、隣国北朝鮮、批判を押し切ったの核実験、ミサイル発射等世界の孤立化を突き進んでいる中、権力継承問題が注目を集めております。独裁者の健康不安説、それに伴う国家権力の継承プロセスがどのように機能しているのか、マスコミ報道でもその実態を把握できずにいるようです。独裁国家における権力の継承には、必ずと言っていいほどの血の粛清が伴い、多くの政治亡命、難民が派生することは過去の史実からも明らかです。今一番懸念されることは、核やミサイル等の管理、保全体制が緩み、国家としての統制に歯どめがかからなくなった場合であります。いたずらに騒ぎ立てるつもりはありませんが、単に隣国として見るのではなく、拉致、民間航空機爆破、紙幣偽造等、常軌を逸脱した狂気の国家であることを十二分に認識したうえで、3代にわたる権力継承の行方を注意深く見守りたいと考えます。

このような世情の中、市議会議員に付与された権能に基づき、我がむつ市において市民生活に密着した諸問題4点につき、さきに通告いたしましたとおりの順序で一般質問させていただきます。市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をお願いいたします。

質問の第1は、新型インフルエンザの検証についてであります。私は、さきの3月定例会において、新型インフルエンザの発生について警鐘を鳴

らしました。はしなくも1カ月を経ることなく、メキシコにおいてA型インフルエンザウイルスH1N1が発症し、燎原の火のごとく瞬く間に世界を覆い尽くし、現在パンデミックを意味するフェーズ6が発令されたことはご承知のとおりであります。

さて、今回の新型インフルエンザについては、過去盛期した事象と明らかな違いが指摘されております。その違いを把握できぬまま、従来への対応に固執したことが関西圏を中心に市民生活が機能不全に陥り、大きな社会問題となってしまいました。冷静に考えれば、通常のインフルエンザと大して差異はないので、政府の初期対応の稚拙さ、マスコミの過剰報道等に振り回された嫌いも否定できません。しかしながら、現実的に世界的に拡大の気配を示していることから、今後どのように対応すべきかについて、いま一度検証してみたいと考えます。

そこでお尋ねいたします。今回の新型インフルエンザウイルスの特徴について、過去に発症した新型インフルエンザとの違いについて、概要説明をお願いいたします。

また、現在が小康状態であるとし、第2波の襲来も予測されるとした論評もありますが、その可能性の真意についてもお伺いいたします。

次は、混乱した国内対応の要因について考えてみたいと思います。今回メキシコ発の新型インフルエンザが国内で発症してから、政府の対応、指示に振り回され、大阪、神戸を初めとした関西圏域はもちろんのこと、全国的にもパニック状態に陥ったことです。新型インフルエンザに対する過剰反応のなせるところでしょうか。結果として、政府が策定した新型インフルエンザ対策行動計画なるものに固執した対応が過剰なマスコミ報道との相乗効果と相まって、問題を大きくしたように感じられます。水際作戦と称する空港等での防御

体制にも欠陥が指摘されておりますし、学校閉鎖、イベントの中止等画一的な対応にも地域では大きな混乱が生じておりました。我がむつ市におきましても、これから観光シーズンを迎え、多数の人の出入りが予想されます。関西圏域の混乱の要因を推察し、来るべき事態に対処することも必要と考えますが、そのことにつき市長にお伺いいたします。

次に、今後の対応と教訓についてお尋ねいたします。政府は、当初の新型インフルエンザ対策行動計画を全面改正し、既存の各種指針等の内容を見直すとともに、整理、体系化した新型インフルエンザ対策ガイドラインを新たに作成しております。今回の見直し点につき、従前と大きな違いについては、危機管理マニュアルの柔軟性と見ることができますが、そのことでむつ市の対応に変化が見られるのか、市長のお考えをお伺いいたします。

また、抗インフルエンザウイルス薬として備蓄されているタミフル、リレンザワクチンが今回の新型インフルエンザにも適用することが判明しております。今回を教訓に、ある程度の備蓄が必要と考えますが、現在の県内の状況及び発生時にはむつ下北地域に十分な補給がなされるのかをお伺いいたします。

次に、発熱外来設置に対する医療機関、市民の理解についてお伺いいたします。インフルエンザ患者が発生し、新型が予測された場合、保健所に設置された発熱相談センターが窓口となり、発熱外来を設置している医療機関に通報する手順になっていますが、医療機関によっては、発熱外来設置に伴う各種のリスクにちゅうちょする向きもあるやに聞きますが、実態はいかがでしょうか。普通の風邪患者が発熱外来設置病院に殺到したり、逆に他の患者は敬遠する等、そのことにつきましても理解を得る努力が必要と考えます。あわせて

市長のお考えをお伺いいたします。

質問の第2は、宇曽利バイパスに関連してであります。宇曽利バイパスにつきましては、県主導によってようやく先の見通しが見えてまいりました。むつ市民にとって、特に大湊地区、川内、脇野沢方面からの生活道路として、また緊急避難道路として全面開通が待ちこがれているところであります。

さて、本バイパスに関連してお尋ねいたします。まず、先般県土整備部都市計画課が主催してむつ市計画道路3・4・5号柳町桜木町線ですが、の変更に関し、説明会があったやに聞いております。このことにつき、変更の理由と、そのことで工事のおくれ、その他支障は生じないかについてお伺いいたします。

次に、宇曽利バイパスは釜臥山の山ろくを迂回したコースになっており、傾斜地に点在する従来の住宅街とのアクセス道路には格別の配慮が必要であると考えます。大湊地区は、国道338号と海岸線を走る市道が急坂な道路によって結ばれ、冬期の交通障害の要因となり、現在逐次融雪道路の整備を進めていただいておりますことは、まことにご同慶の至りであります。しかしながら、このような状況はバイパス沿線の集落、宇田町、川守町、大湊上町及び大湊浜町にアクセスする地域道路にも派生するところであり、アクセスする道路の勾配等につき、冬道対策として格別の配慮が必要と考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、市内の交通状況を見ますと、渋滞の大きな要因は市内循環バス等の駐停車に起因している場合が多いように見受けられます。そのことからして、当初よりバイパス沿線上の集落、川守町、大湊上町付近にバス停車帯を設置すべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、宇曽利バイパスの沿線上に位置する新庁

舎と、向かい合わせには今年8,800万円の調査費等が計上されたむつ警察署の移転があります。隣接する大型スーパー2店舗の集客量等から勘案すれば、渋滞は必至で、この際新庁舎、むつ警察署付近にもバス駐車帯を設置すべく県及び関係機関に強く要請すべきと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

質問の第3は、カモシカ対策についてであります。カモシカは、なぜ放置状態にあるのでしょうか。私は、秋田県の山奥のまた山奥の出でございます。子供のころ、父親から、高い山にはししが生息していると聞いたことがあります。ニホンカモシカをししとも呼ぶと物の本にも書いてありますことから、今では下北で言うところのカモシカだったのだらうと思っております。しかし、不思議なことに、あんな山奥に住んでいながら、子供のころ、ししなる本物を見たことがないのであります。里にはおりてこなかったのでありましょう。

では、今はどうかといいますと、大湊新町の町なかを堂々と闊歩し、我が家の猫の額ほどの庭などは専用の散歩コースのごとであります。下北半島全域に生息しているようでありますが、特別天然記念物としてのカモシカの取り扱いについて、またサル、クマ等とどのような違いがあるのかについてお伺いいたします。

次に、カモシカ被害の状況についてお伺いいたします。花壇の花、木の芽、農作物等被害を訴える声が聞かれます。農家にとって、また花壇の花をめぐる人々にとって、せっかくの作物がカモシカの被害に遭って憤慨している場面に多く出くわします。また、市街を徘徊することで、出会い頭に自転車、オートバイ等と衝突し、人もカモシカもけがをしたという話も漏れ聞きます。農作物の被害、人的被害等につき、把握している実態があればお伺いいたします。

今後の対策についてであります。有効な駆除、

防除対策はあるのでしょうか。柵をつくったり、網を展張したり、それぞれ工夫を凝らして防衛しているようですが、完全に被害を絶つことは無理なようです。農作物に甚大な被害を生じたときには、農家支援等の手助けはあるのでしょうか、お伺いいたします。

質問の第4は、福祉バスの運行についてであります。老人会やその他のグループが研修、親睦旅行等に利用させていただいているようですが、福祉バス運行の趣旨、目的等につき改めてお伺いいたします。また、保有台数と各車の走行距離数もあわせてお伺いいたします。

実は、この福祉バス、私も2回ほど利用させていただきました。日帰りのみの史跡研修等に利用が可能であるとのことで、町内の老人会の企画に参加したのですが、決して乗り心地がよいとは言えないのであります。かなり年代物の感じがしますし、幾ら無料とはいいいながら、楽しい研修や旅行も気分がそがれ、せっかくの市の厚意も半減してまいります。福祉バスの代替計画の検討についてお伺いいたします。

また、福祉バス運行の趣旨にかんがみ、この際敬老精神発露のためのサービス向上について、何かお考えがないかもお伺いいたします。

以上、大きく4点につき質問させていただきました。細部につきましては、ご答弁をお聞きしたうえで再質問、要望等をさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

これで壇上よりの質問を終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、新型インフルエンザの検証についての第1点目、新型インフルエンザの実態についてであります。今回の新型インフルエンザは、潜伏期間

については1日から7日程度とされ、感染力は強いが、多くの感染者は適切な治療により順調に回復しておりますし、抗インフルエンザウイルス薬であるタミフルやリレンザによる治療が有効であるとのことでもあります。

他方、過去に発生した新型インフルエンザとの違いについてのお尋ねでございますが、過去の新型インフルエンザも弱毒性とのことで、数年を経て季節性のものとなりますことから、季節性インフルエンザとの比較で申し上げますと、季節性は高齢者の方が重篤化して死亡する例が多いのに対しまして、今回の新型インフルエンザは若年層に感染者が多く見られるほか、海外の事例によれば、糖尿病やぜんそくなどの基礎疾患を有する方を中心に重篤化し、一部では死亡したことが報告されています。

また、過去の事例などから、感染症の専門家の中には、ことしの秋から冬にかけて、現在の新型インフルエンザが、より強力になるのではないかとこの見方を示している方もおりますが、その可能性の視点というよりも、第2波、第3波に備えた冷静な対応と万全の警戒が必要であると考えております。

次に、混乱した国内対応の要因についてでございますが、浅利議員ご承知のとおり、当初政府は強毒性の新型インフルエンザを前提とした国内対策を実施したため、感染が確認された自治体では、広い地域での学校休校やイベントの自粛などにより、市民生活が大きな影響を受けたことはテレビや新聞報道のとおりでございます。今月に入って岩手県、宮城県、秋田県、北海道などで新たに感染が確認されており、ご指摘のとおりこれからの時期は当地域も本格的な観光シーズンを迎え、人々の行き来もふえることが想定されますが、今後仮に青森県内で感染が確認されたとしても、すぐに個人の行動を制限することには限界があるた

め、本市といたしまして、まず市民の方々に対し、正しい情報に基づく冷静な対応と、感染の予防や拡大を防ぐため、うがい、手洗い、せきエチケット、外出時のマスク着用やできるだけ人込みを避けるなど、毎年流行する季節性インフルエンザと同じ方法を励行していただくことが必要であり、ご協力をお願いをしていかなければならないものと考えます。

次に、今後の対応と教訓についてでございますが、国では弱毒性ではあるものの、病原性の高いスペイン風邪や強毒性の鳥インフルエンザに由来する新型インフルエンザも念頭に置きつつ、ことしの2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定し、新型インフルエンザ対策ガイドラインを策定しております。しかし、今回のウイルスは現時点では軽症の方が多いという特徴を持ち、対策行動計画が念頭に置いていた健康被害の程度とはかなり異なっていたため、国としては今回のウイルスの特徴にかんがみ、国民生活や経済への影響を最小限に抑えることが適当と考え、去る5月22日には基本的対処方針を公表し、これを受けて厚生労働大臣は、医療の確保等に関する運用指針を示し、その後の国内外の情勢を踏まえ、先週の6月19日はその改訂版を発表しております。これを受けて、本市としても市民の方々に対して、予防方法の周知や情報提供に努め、実情に応じた柔軟な対応をしていきたいと考えております。

また、鎌田議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、青森県内で感染者が確認された時点で、私を本部長としたむつ市新型インフルエンザ対策本部を設置することとしております。

次に、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量については、保健福祉部長が答弁いたします。

次に、発熱外来についてでございますが、政府が策定しました医療体制に関するガイドラインにより、各都道府県と同様青森県では、日中の相談窓

口として各保健所に新型インフルエンザ医療相談センターを、夜間の相談窓口を青森県庁内の保健衛生課に設置し、24時間体制で相談を受け付けることとしており、むつ下北地域ではむつ保健所が相談窓口となり、病状により保健所が紹介した発熱外来設置の医療機関で治療を受けるという体制になっております。

なお、むつ下北地域の新型インフルエンザ外来設置の医療機関は2カ所となっており、現在のところ、県ではその公表を控えておりますが、それぞれに通常の患者の方々への対応や各種のリスク等へも適切な対応が可能なように対処することとございますし、青森県でもホームページで新型インフルエンザに関する情報を提供しており、本市としても市のホームページ、市政だより、エフエムアジュール等の広報媒体を通じて市民の皆様への周知にさらに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、宇曽利バイパスに関連してのご質問にお答えいたします。第1点目の当初計画のコースが一部変更になった理由及び工事進捗への影響についてのお尋ねであります。現在県が国道338号大湊2期バイパス事業として進めております大湊浜町側の2.6キロメートルと、補給所側の1.1キロメートルの合わせて3.7キロメートルについては平成20年度に国の補助事業に採択され、測量設計等を行っております。事業実施に当たっては、昭和50年に都市計画決定した道路線形で、道路計画の検討を行った結果、大湊浜町側の東寄り1.4キロメートルの区間について、縦断勾配が道路構造令の企画の上限となる6%となることから、冬期間の安全性を確保する目的で最急勾配を4%に抑えるためのルート変更を行ったものであります。このルート変更には、都市計画の変更が必要となりますことから、県では本年の4月から説明会を開催するなど変更手続を進めてきており、順調に

進めば、本年8月末には決定告示がなされる予定となっております。

工事進捗への影響についてであります。大湊浜町側の都市計画変更を伴わない区間の工事説明会が本年3月に開催されておりますが、変更区間については、これら一連の都市計画変更手続後の開催となりますので、若干のおくれは否めないわけではありますが、幹線道路の安全性確保のためとのご理解賜りたいと存じます。

第2点目のバイパスにアクセスする地域道路の接続並びに冬道対策についてであります。ご質問の顕著な区間は、大湊浜町からスキー場線間と思われ。この区間の計画ルートは、ほとんどが住宅地の山側を通りますが、住宅地側からの接続勾配を緩やかにして、バイパスへの乗り入れが容易になるような計画となっております。冬道対策への配慮についてであります。住宅地からバイパスへの接続道路は、可能な限り緩い勾配で計画されておりますので、基本的には融雪装置等の設置は考えておりませんが、今後詳細等につきましては、県との協議の中で検討してまいりたいと考えております。

第3点目の交通渋滞緩和のためのバス停車帯の設置についてのお尋ねであります。まず、宇曽利バイパスの川守町地区や大湊上町地区に当初からバス停車帯を設置すべきではないかとお尋ねですが、これにつきましては道路管理者の県を初め宇曽利バイパス完成を見据えたバス事業者の運行計画にもかかわる問題でありますので、その動向等も踏まえ、今後において県及びバス事業者と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、交通渋滞が予想される新庁舎付近やむつ警察署付近にもバス停車帯を設置するよう関係機関等へ強く要請すべきではないかとお尋ねであります。9月の新庁舎での業務開始後は、JRバスが1日4往復、計8便を新庁舎構内に乗り入れ

る予定となっておりますが、バス停留所は現在の中央2丁目の向かい側のむつ警察署建設予定地側に1カ所、新庁舎構内の正面玄関付近に1カ所の計2カ所が新設される予定となっております。市では、去る4月27日に市役所及び警察署の移転に伴う利用者の利便性の確保、交通渋滞の緩和及び交通安全の確保等を検討するために、むつ市役所、むつ警察署の移転に伴う来訪者利便性確保等検討会議を青森県警察本部と共同で設置し、現在バス停車帯の設置も含め、種々検討を重ねている状況にあります。

新庁舎での業務開始後は、議員ご指摘のように交通渋滞が予想されます。渋滞のピークは、特に職員の登庁時間である午前8時30分までと、退庁時の午後5時15分過ぎのそれぞれ30分程度ではないかと予想しているものの、後年度においてむつ警察署の業務も開始されまると、両機関を利用する方々の車もふえることとなりますことから、交通渋滞を緩和するためのバス停車帯の必要性は私も十分認識しているところであり、7月中に予定されている検討会議の中間取りまとめの状況を待って、意を尽くしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、カモシカ対策についてのご質問にお答えいたします。1点目のカモシカはなぜ放置状態にあるかの質問につきましては、教育委員会より答弁を申し上げます。

2点目のカモシカ被害の状況についてであります。まず、花壇、畑作物等の被害の実態であります。平成18年度から平成20年度までに経済部及び教育委員会で受け付けしましたカモシカ目撃情報は88件で、このうち花壇や農作物被害等の苦情はむつ地区4件、川内地区1件であります。また、カモシカの死亡による処理件数は33件で、教育委員会において処理しておりますが、そのうち交通事故と思われるものは11件でありました。

農作物被害につきましては、川内地区では平成19年度は被害農家8戸で48万4,273円、平成20年度は4戸で6万2,329円、脇野沢地区では平成19年度は被害農家3戸で2万6,466円でありましたが、平成20年度は被害報告が出ていない状況であります。大畑地区は、平成19年度は被害調査を行っておらず、平成20年度は被害農家8戸で15万4,839円でありました。また、平成19年10月には、脇野沢地区においてカモシカが犬に対して攻撃したことから、飼い主が犬を助けようとした際にカモシカの角で腕を刺され負傷した人的被害が1件発生しております。これらの農作物被害調査は、各地区で農家からの聞き取り及び市民からの通報により野猿監視員が被害現場を確認し、取りまとめしたものであります。

むつ地区につきましては、聞き取り調査を実施していないことから、被害金額等を取りまとめしていない状況にありますが、経済部に通報がありました3件につきましては、通報された方と直接お話をいたしまして、防風ネット設置等の指導をいたしているところであります。

次に、市街を徘徊することの危険についてであります。近年山林において幼齢林が減少していることや、カモシカが人なれしてきたことなどから市街地で見かける機会が多くなっておりますが、カモシカはめったに人を襲わないおとなしい動物であり、必要以上に接近したり、石や棒などで追い払い等の行為をすることなく、しばらくの間様子を見守っておりますと、帰巢本能から、やがて山へ帰っていきます。しかし、若いカモシカを発見した場合は、周辺に母カモシカが見守っており、人間を威嚇することもあるため、絶対に近づかないように注意する必要があります。

ご質問の第3点目、今後の対策についてであります。まず、今後の有効な駆除対策はあるのかについてであります。特別天然記念物のカモシカ

については、教育委員会より答弁がありますので、要点のみお答えいたします。

カモシカについては、人的被害があった場合のみ捕獲が可能で、農作物等財産の被害に対するための捕獲、駆除はできないこととなっていることをまずもってご理解いただきたいと存じます。ただし、特定鳥獣保護管理計画を策定された場合は、この限りではありませんが、この計画は学術的根拠等の裏づけにより策定されることから、計画策定まで数年の期間を要することになり、策定が可能かどうか、国・県との情報交換を続けてまいりたいと存じます。

次に、被害が拡大した場合の農家支援についてであります。農作物被害防止については、脇野沢地区では平成9年度から平成18年度まで電気柵を総延長1,448メートル設置しており、このカモシカの食害対策はサル対策にも機能しているものであります。他の地区では電気柵設置等の対策はこれまで余り進んでいないことから、今後は市民からの自己申告等の方法により、被害状況を取りまとめ、これらの被害等に対し、電気柵設置等への支援について、文化庁記念物課と青森県教育委員会と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

ご質問の第4点目、福祉バスの運行についてのご質問にお答えします。初めに、福祉バスの現状についてご説明いたします。まず、どのような趣旨、目的に利用できるのかについてであります。市が所有しております福祉バスは、老人クラブや母子福祉会、身体障害者福祉会等の福祉団体がその事業や活動を行う場合に使用できることとし、むつ市福祉バス使用要綱を定めて運用しております。また、保有台数と利用実績についてであります。現在市では福祉バスとして2台保有しております。1台は、旧大畑町で使用していたもので、平成3年度に購入して現在に至っており、走行距

離は5月末現在約33万2,000キロメートル、もう一台は旧むつ市で使用していたもので、昭和63年度に購入しており、走行距離は約32万5,000キロメートルでありまして、それぞれ18年、21年を経過しており、メンテナンスに十分留意しながらの運用を図っているところでございます。

次に、高齢化社会に対応した福祉行政の充実のため、老朽化した福祉バスの代替計画の検討についてのご質問についてであります。議員ご承知のとおり、市では現在財政健全化計画を進め、職員の削減や事務事業の見直し等による経費の節減に最大の努力を傾注しているところであり、現在の福祉バスに相当する車両の買いかえとなりますと、おおむね2,000万円程度、さらに高齢者や障害者に優しい仕様になりますと、3,000万円程度の金額が見込まれるところであり、財政健全化計画の実現にかなりの影響があるものと懸念するところであります。しかしながら、高齢者の方々が福祉バスを利用した行事等を楽しみにしていることを考えれば、決して財政状況のみの考え方はできないものとの認識を持っているところでございます。

また、敬老精神発露のためのサービス向上についてのご質問でございます。当市が本年市制施行50周年を迎えられたのも、市のために長い間ご尽力された高齢者の方々がおられたからであり、そのご労苦に報いることも当然に必要なことであることと十二分に承知しているところでございます。このようなことも考え合わせますと、市の財政状況の見きわめのみ偏ることなく、高齢者等福祉団体の方々にも喜んでいただけるような方策をも早期に検討しなければならないものと存じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 浅利議員のカモシカはなぜ

放置状態にあるかのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、ニホンカモシカは文化財保護法に基づき特別天然記念物に指定されているものでありますが、平成21年現在では、天然記念物としては下北半島の北限のサルを含め980件が指定されており、このうち75件が特別天然記念物として指定されているものであります。75件の内訳は、ニホンカモシカ、ライチョウやトキなどの動物で21件、植物は30件、残りの24件は地質鉱物と天然保護区域であります。

ニホンカモシカは、本州、四国、九州全土に生息するものでありますが、中国地方で絶滅が確認されたことから、昭和9年に天然記念物に指定されたものであります。指定後の特に戦後の食糧事情が悪化した当時は、下北半島でもアオシシの肉として食用に供されたこともあるとのことで、狩猟の対象として乱獲が進み、全国的に約3,000頭まで減少したと推定され、絶滅が危惧されたことから、昭和30年に特別天然記念物に格上げ指定されたところであります。

その後ニホンカモシカの天敵でありますニホンオオカミが絶滅したこともあって、生息数が増加し、造林計画によって植林したばかりの若い芽、樹皮ばかりでなく畑作物まで食するようになり、農作物被害のほか人的被害まで拡大し、地域によっては大きな問題となっているところであります。当然のことながら、天然記念物並びに特別天然記念物に指定されたものにつきましては、文化庁長官の許可がなければ捕獲したり採取あるいは樹木を伐採することができないよう厳しい規制がかけられているものであります。

議員ご承知のように下北半島のサルにつきましては、長年にわたる綿密な調査とともに地元住民の強い要望を受けて、人的被害ばかりでなく人家侵入被害や農業被害の場合でも捕獲による個体調

整を図ることができるとした第2次特定鳥獣保護管理計画を策定し、文化庁長官の許可を得て個体の調整事業を実施しているところであります。ニホンカモシカの場合においても、人的被害あるいは農業被害等が拡大する事態となれば、このような手続を踏まなければならないものと思っております。

なお、クマにつきましては、人の生命、身体、または財産に害を加えるおそれがある動物として駆除ができるものとされていることから、ニホンカモシカ及び下北半島のサルとは異なる取り扱いとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 新型インフルエンザの検証について、市長答弁に補足説明させていただきます。

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量についてであります。5月22日の時点で国内ではタミフルが3,404万人分備蓄されております。その内訳といたしまして、国と都道府県が備蓄している分が3,004万人分、メーカーなどに取り置いてもらうよう要請している流通分が400万人分となっております。リレンザにつきましては、国と都道府県で470万人分が備蓄されております。また、青森県では現時点でタミフルは12万人分を備蓄し、リレンザは備蓄しておりませんが、今年度から平成23年度までの3年間でタミフルは13万9,400人分を追加備蓄し、リレンザは1万4,500人分を新規に備蓄する予定となっております。そのうち今年度分につきましては、当初9月からの備蓄を7月に早める方針で、タミフルは4万7,000人分、リレンザは4,900人分を備蓄し、県内での患者発生に備えることとなっております。万が一当地域で患者が多数発生した場合には、抗インフルエンザウイルス薬が当地域の医療機関に速やかに供給されることとなっておりますので、ご理解を賜り



たいと存じます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） いろいろありがとうございました。それでは、再質問、要望等をさせていただきます。

まず、新型インフルエンザの検証についてでありますけれども、政府が策定してありました前の対策行動計画は、強毒性の鳥インフルエンザを念頭に置いたものでありますので、大変そういうことで世間を騒がせ大混乱に陥ったわけです。しかしながら、毒性が弱いということで大事に至らなかったということは不幸中の幸いであります。

それと、罹患者の年齢層が中・高校生ということで、もともと体力的に壮健である人たちということもありまして、軽症で済んでいるということでもあります。しかしながら、先ほどご説明にもありましたとおり、世界的に見ますと、糖尿病とかぜんそく等の基礎疾患を有するものは重篤化して死亡に至っているケースもあるということでありまして、これまた必ず襲来するということも予測されております第2波、第3波が、インフルエンザは感染を繰り返してウイルスが変異をして強毒化する可能性も十分にあるということで予断を許さないという見方もあります。

そこで、むつ市では一般市民への対応は当然いろいろな基準に基づいて行うわけでありましてけれども、幼児とか高齢者、その他社会的な弱者に対する特別な配慮、対策はどういうように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ちょっと答弁する前に、具体的な答弁は担当部長にさせますけれども、実は昨日と先週末に100歳を迎えられました表彰がございまして、それぞれの施設に出向きました。その際、玄関には新型インフルエンザ対策ということで、アルコール消毒と、そしてうがい薬、これ

が準備されておりました。つまり中に入る方々は十分注意をしてくれというふうな体制が高齢者の施設の中では実施されておりますし、私もその指示のとおり手を洗い、そしてうがいをして表彰、顕彰状をお渡ししてきたという形で、現実にもそういうふうな高齢者の施設のほうでは対策をとっている。

いずれにしても幼児、そしてまた高齢者の方々に対しては、今回改定された新たな運用方針、そしてまた青森県の対応指針に沿って、むつ保健所と連絡を密にしながら、民生安定のためにしっかりと取り組んでいかなければいけないというふうな思いでございます。それぞれの高齢者の施設、また幼稚園、保育所、そういうふうなものに対しての具体的な対応方については、担当部長から答弁を申し上げます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 乳幼児、高齢者、その他社会的弱者に対する配慮等についてのご質問にお答えいたします。

保育所、児童館、社会福祉施設等につきましては、日常的に何らかの支援を必要とする方にサービスを提供する施設でございますので、市民生活への影響ははかり知れないものがございます。

このようなことを踏まえまして、まず高齢者等の社会福祉施設への新型インフルエンザの対応につきましては、4月下旬に厚生労働省から、その対応指針が出されました。これに基づいてメキシコ及びアメリカ等におけるインフルエンザ様疾患の発生に伴う留意事項及び高齢者福祉施設等におけるノロウイルス対策の一層の徹底についての通知が青森県健康福祉部高齢福祉保健課からありましたので、5月18日付で介護サービスを実施している事業者や、その施設及び社団法人むつ下北医師会、歯科医院、薬局等44事業所に対しまして、新型インフルエンザ等感染症対策の徹底を図るた

めの予防対策を依頼しております。

また、5月21日には市内各保育所長、児童館長に対し、患者が発生した場合の即応体制についての検討を進め、万全の体制をとるよう指示しております。しかしながら、施設の職員や利用者等に感染者が発生した場合は、患者数や濃厚接触者の状況等にもよりますが、感染拡大を防止するため臨時休業の事態も想定されます。

今回改定されました新たな運用指針及び青森県の対応指針に沿ってむつ保健所と連携を密にしながら、市民生活の安全確保の観点からも柔軟に対処してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。社会的弱者、肉体的にも弱い者に対しては格別の配慮をお願いしたいと思います。

同じくインフルエンザの件ですけれども、政府は5月22日に基本的対処方針というものを決めまして、今までの方針と180度転換しまして、原則としてすべての医療機関が重症者を受け入れるように要請するというようなことを決めております。それで、ただし、一般患者と入り口を分けるとか、診療時間を分けるとかのほかに、今インフルエンザウイルス薬は十分にあるというようなご説明でありましたけれども、この確保等もそれぞれの医療機関が十分に確保するというのはかなりの制約があると思うのです。こういうようなことについて地元の医師会、医療機関の理解、協力は得られているのかということをお伺いしたいと思います。

なぜこういうことを聞くかといいますと、高齢者医療の75歳以上の医療のときにかかりつけ医とかということ、政府が一方向的に決めたのですけれども、これはいまだに医療機関では同意を得られていないと思うのです。だから、なかなか政府

が決めて、ではそれぞれが対応しなさいといっても、実際動く現場が対応してくれないと意味がないということもありますので、医師会等の協力はどうなっているかということについて、再度念を押してお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市としては、まず状況、常にこれは市民の皆様には正確な情報をお伝えするという、そして冷静な対応をしていただくというふうなことは、ただちにとらなければいけませんし、感染予防拡大を防ぐためには、先ほどお話ししましたように、うがいとか手洗い、マスク着用、そしてできるだけ人込みの中に行かないようにというふうな市としての広報活動はただちにとらなければいけません。また季節性インフルエンザのはやるころ、秋口からになりますでしょうけれども、そういう場面では、気構えを持って対応していかなければいけないということはお伝えをしていかなければいけないと、このように思います。

また、一方で6月19日に新たな運用指針、国のほうで出されました。その中でその運用指針を受けまして、県では対応を検討したところ、一般医療機関の診療体制が整っていないことなどから、当面発熱外来を設置しております医療機関で診療を行う現在の体制を継続することとしておるところであります。しかしながら、今後一般医療機関で感染者の診察が可能なのか、青森県医師会などと協議をして対応を決めるという県の動きでございますので、これをしっかりと見守り、そして県からただちに指示が出された場合、その対応はとっていきたく、このように思うところであります。

以上です。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） わかりました。今回の基本

的対処方針では、地域の実情に応じた柔軟な対応というような基本原則みたいなものが打ち出されておりますので、いろんな医療機関、その他いろんなところと連携、協力をしまして、何よりもまず市民の理解を得ることが必要であるとの認識のもと、来る第2波に備えていただきますよう要望しておきます。

次は、宇曽利バイパスに関連してであります。さきに同僚議員の一般質問の回答にありましたように、一応平成26年度の開通見込みということで、ようやくここまで来たのかなという思いがいたします。前段で述べましたけれども、大湊地区は地域の特異性からしまして、坂が非常に多くて、今でもいろいろ冬道対策でお世話になっているところでもありますけれども、市長の先ほどのご説明の中で、住宅街からの接続勾配につきまして緩やかにしますということでもありますので、一応安心はしているところであります。

それでは、1点お聞きしますけれども、このバイパスに新しく接続する道路、これは何本程度今のところ予定されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

大湊2期バイパスへの接続道路につきましては、現在大湊浜町側2.6キロメートル区間において県より協議を受けております。その箇所数につきましては、大小合わせまして21カ所となっております。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。21カ所という本数でありますので、これだけの本数が接続するということでもありますから、大体すべての住宅街に取りつけ道路が可能だというふうに認識いたします。

大湊地区の坂道の安全対策、坂道解消の観点か

らも、今後とも万全の配慮を入れるよう重ねて要望いたしておきます。

次に、同じ宇曽利バイパスに関連してのバス停車帯についてですけれども、要望しておきます。市内循環バスは、バスそのものは確かにありがたいことですが、交通渋滞の要因でもあるのです。バスがとまって、その後に車がずらっと連なるということが間々ありますので、バス停車帯は今現在も整備されつつあるというものの万全ではありません。今後とも地域を交えた協議会等を通じ、逐次整備されることを要望しておきます。

特にこのたび移転する新庁舎と建設予定のむつ警察署間の道路には、ぜひともバス停車帯が必要であると思いますので、先ほど市長からもご説明ありましたむつ市役所、むつ警察署の移転に伴う来訪者利便性確保等検討会議、これに期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次は、カモシカ対策についてであります。これ動物にとりましては、えらい迷惑な話といえますか、彼らのテリトリーに人間がどんどん押し寄せて、勝手に畑を耕して作物を植えると。動物にとっては、おいしいものだから食うということ、一番の原因は人間だということになるのですけれども、ただそれを、そうですかというわけにもいかないのでは、何らかの防御をしなければいけないと思うのですが、まず農作物の被害がさらに拡大したような場合、畑を覆う防御網といいますが、こういうものの補助はできないのかということについてお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 浅利議員の農作物の畑を覆う防御網の補助はできないのかとのご質問にお答えいたします。

まず、これまで特別天然記念物カモシカ保護対策事業といたしまして、カモシカの食害対策事業を実施してまいりましたが、この事業は平成18年

度で終了してございます。しかしながら、カモシカが浅利議員ご指摘のとおり、農作物被害、花卉等に食害を与えている現状から、今後被害状況を把握しまして、防護対策等の助成について、国・県と協議をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） よろしく願いいたします。

もう一点、先ほどのご説明にカモシカの帰巢本能といいますが、巣に帰るといふ本能があるということでもありますけれども、そうしますと個体の行動半径がある程度限定されると思うのです。それで、先ほど来いろいろな事故があったということもあります、交通事故等もありますので、例えば市街地に、まちの中で過去に複数事故があったようなところには、「カモシカに注意」とか、どこかにいろいろありますね、観光地、山の中とかに、そういうようなものを表示するお考えがないか伺いいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、カモシカの出没状況につきましては、市民の皆様のご理解とご協力をいただき、農作物等の被害とあわせて調査し、広報等を活用して注意の喚起を図ってまいりたいと考えております。

また、看板の設置につきましては、道路管理者との協議を要することでございますので、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） よろしく願いいたします。

先ほど中村議員の一般質問でも盛んに用いられている言葉が「下北のむつ市から日本のむつ市へ」という、市長は盛んにそういう言葉を使っておられたのですが、今カモシカの被害ばかりに目が行くのですが、では発想を変えまして、「本

州最北端のカモシカ」だとか、「カモシカのいるまち」とか、そういう方向に人間とカモシカが共生するというようなことで観光の売りにどうかと、これは要望しておきます。

次は、福祉バスの現状につきまして、いろいろ走行距離とか言っていただきました。大変に重宝されていることには間違いありませんけれども、一般車両で言えば、30万キロメートルというのは、ポンコツか廃車になっているような状況だと思うのです。それで、せっかく福祉バスという名前がついていて、先ほど言いましたとおり私も乗って、腰が痛くなるくらいのポンコツ車なので、再度これ無理なのは十分わかるのですけれども、いろいろ前向きに検討するということでしたので、再度更新計画はないかについてお尋ねします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど壇上でもお話をいたしましたように、財政状況を見きわめつつなんて、そんな言葉だけではなくて、財政状況のみにとらわれることなく、現段階ではその更新の計画、検討しておりませんでした。気づかせていただいたと。きょうのお話の中で、気づきというふうなことを浅利議員に与えていただきましたので、この部分については、本当に前向きに検討を重ねて、総合的に勘案して検討してみたいと。この程度でよろしいでしょうか。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） 時間も押し迫っておりますので、ばたばたといきたいと思えます。

それで、しつこく再度、もう一つだめ押しですけれども、今その更新そのものがだめ、当分見込みがないと、やるやると言っても、なかなかこれお金の問題なのです、すぐできないのはわかっているのです。では、今あるバスに、例えば一般的に観光バスはテレビだとかカラオケセットなんかあるのですけれども、そういうところはどうでし

ようか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） カラオケ、テレビをというふうなご要望でございますので、総合的にということ、そういう意味もひっくるめましての総合的に考えて検討していきたいということでございます。1つには、憩いの場所としての長距離の移動のバスの中で、カラオケとかテレビがあって、ビデオをごらんいただくというふうなのも、またいやしの空間になるうかと思えます。あわせて2つ目の気づきというふうなことでお受けいたしたいと思えます。ご発言をお承りしたいと思えます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。福祉バスの利用者というのは、老人クラブ、母子福祉会、身体障害者等の要するに福祉団体が使うということでありますので、本当に楽しんでいただけるような施策をぜひ市長、執行をお願いしたいと要望しまして、むつ市議会第200回定例会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時11分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 新谷泰造議員

○議長（村中徹也） 次は、新谷泰造議員の登壇を求めます。3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 民主党の新谷泰造です。むつ

市議会第200回定例会に当たり、通告の順に従い一般質問を行います。

去る4月12日、東北町町長選挙で勝利した前民主党青森県総支部連合会代表代行、斗賀寿一東北町町長は、公平公正でガラス張りの政治を実現しなければならないと決意を表明しました。私は思う。むつ市も公平公正でガラス張りの市政運営により、赤ん坊にも、高齢者にも、障害者にも優しく、思いやり、友愛のある市政を実現しなければならないと。ところが、むつ市は今年度から高齢者の福祉サービスを低下させ、高齢者の自立を妨げています。果たして思いやり、友愛のある市政と言えるのか。さらに、高齢者の福祉をないがしろにすることは人の命を粗末にする市政になり下がる危険すらあるのです。反面、後で述べるように、むつ市は指定管理者の山内土木株式会社に年間2,000万円もの利益の取得を認め、特定の企業を優遇しているのです。

さて、昨今の新聞報道によれば、青森県も戦後最悪の景気と100年に1度の金融危機に直面し、みちのく銀行が271億円、青森銀行が144億円の赤字になりました。これから青森県においても倒産の危機に陥る企業が増加するものと思われます。さすれば青森県の税収は減り、その結果むつ市の税収も減少するのであります。

むつ市の現状を見れば、むつ市には平成19年度末時点で長期債務の合計額701億円、また隠れ赤字33億円を加算すると実質的な累積赤字は54億円、実質赤字比率は32%で、かの夕張市と同様、財政再建団体に該当するのであります。そして、むつ市の財政は電源立地地域対策交付金の動向、下北医療センターに対する負担金、脇野沢地域における廃棄物の処理経費の6億2,000万円、さらに歳入の7割以上が国の交付金、県の補助金に依存しなければならない弱い財源であり、綱渡りの財政運営の中で、ぎりぎりまで経費を節減してい

るところであります。ところが、大平埠頭のスポーツ施設のウェルネスパークの指定管理者である山内土木株式会社は、むつ市から指定管理料として年間1億1,500万円という多額の税金の支払いを受け、スポーツ施設を運営しております。その指定管理しているスポーツ施設を基盤として、運営している自主事業、すなわち指定管理しているスポーツ施設と切り離すことのできない不可分一体の自主事業からの利益として2,000万円を上げています。この2,000万円の利益を山内土木株式会社の利益として取得することをむつ市と山内土木株式会社との指定管理契約によりむつ市から山内土木株式会社に認められているのであります。元大蔵大臣の比喻をかりれば、いわゆる\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_のようなものである。指定管理者の再契約は、ことしから5年契約なので、\_\_\_\_\_になる可能性すらあるのです。おかしな指定管理者契約であると思うところであります。

思うに、いわゆる高齢者の福祉を後退させ、反面において指定管理者の山内土木株式会社に年間2,000万円もの利益の取得を認め、特定企業を優遇することが果たして公平、思いやり、友愛のある市政と言えるのか。市民生活が第一、財政の再建を優先させ財政を健全化し、市民の福祉を充実するという立場から質問いたします。

まず、いわゆる\_\_\_\_\_ \_\_\_\_\_ ウェルネスパークのスポーツ施設の指定管理制度について質問いたします。

第1に、むつ市がウェルネスパークスポーツ施設の指定管理料として山内土木株式会社に対して支払っている多額の税金1億1,500万円の指定管理事業の内容について、具体的に説明をお願いい

たします。

第2に、指定管理者である山内土木株式会社は、指定管理しているウェルネスパークのスポーツ施設の自主事業に対し2,500万円を投資し、4,500万円の収入を上げ、2,000万円の利益を取得しています。山内土木株式会社が指定管理しているウェルネスパークのスポーツ施設内の次の個々の自主事業に対し、山内土木株式会社はどのように投資し、収入を上げ、利益を取得しているのか。

まず、センターハウスのトレーニングジムを利用した自主事業として、初心者向けのストレッチやヨガ、筋力アップを目的としたエクササイズ、初心者や経験者向けのエアロビクス、次にセンターハウスのプールを利用した自主事業として水中のウォーキング、各レベルに合わせたクロールの泳ぎ方、次に克雪ドームを利用した自主事業としてウォーキング、ジョギング、以上の自主事業について具体的に説明をお願いいたします。

第3に、山内土木株式会社の指定管理をしているウェルネスパークのスポーツ施設の自主事業の施設料金の収入と、むつ市が指定管理料に施設料金の収入を上げるということで指定管理料を無料にしているむつ市脇野沢高齢者福祉施設いこいの里指定管理料の料金の収入とは、指定管理料の施設料金の収入としては同じです。ところが、ウェルネスパークといこいの里は同じく施設利用料金を取得しているにもかかわらず、いこいの里は指定管理料が無料でゼロ円、一方のウェルネスパークの山内土木株式会社の指定管理料は有料で1億1,500万円なのか、いかなる理由で異なるのか、具体的に説明をお願いいたします。

第4に、指定管理施設のウェルネスパークの将来の修繕費の見通しについて具体的に説明をお願いいたします。

第5に、山内土木株式会社がウェルネスパークのスポーツセンターで運営する4,500万円の自主

事業は、1億1,500万円の指定管理事業を基盤として運営している事業であるから、本来指定管理施設事業のスポーツ施設事業として切り離すことのできない不可分一体の関係にあります。むつ市は、指定管理者である山内土木株式会社に自主事業からの利益2,000万円の取得を認めるため、本来施設管理施設のスポーツ事業として切り離すことのできない不可分一体の事業をあえて切り離して別事業にして指定管理契約したものではないかと疑うところであります。

そして、理事者によれば、自主事業はウェルネスパークを利用している市民に好評であるということであるから、利用者している市民は利用料金の支払いを納得しているものと思われるので、利用料を下げる必要がない。したがって、むつ市から山内土木株式会社に対して指定管理料として1億1,500万円の多額の税金が支払われており、その1億1,500万円の指定管理料を基盤として本来指定管理料と切り離すことのできない不可分一体の4,500万円の自主事業から2,000万円の利益を取得したのだから、その2,000万円の利益を指定管理事業の利益としてウェルネスパークのスポーツ施設の将来の修繕費のために積み立てるべきではないか。いわゆる\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ような不公平を見直すべきであると思うところであります。ウェルネスパーク、いわゆる健康公園、すなわち指定管理の運営も健康でなければならないと思うところであります。市長のご所見をお伺いいたします。

次に、高齢者の福祉の充実について質問いたします。むつ市は、今年度から高齢者の福祉サービスを低下させ、高齢者の自立を妨げています。そこで、第1に、高齢者の福祉サービスを低下させた理由を具体的に説明をお願いいたします。

第2に、高齢者の自立を支援するため、高齢者

の福祉の充実を図る予定はないのか、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、人事の適正、公平について質問いたします。第1に、さきの3月定例会で理事者は、元職員で現在むつ市に再就職しております非常勤の嘱託は2名で、脇野沢庁舎及び下北自然の家に勤務しており、報酬については両名とも月額25万円支給しております。両名とも市役所在職中の経験と見識を行政に生かしてもらいたいという判断のもとに、いわば余人にかえがたい有用な人材を方策として任用したものでありますと述べています。まず、現職の職員ではできないため、両名の市役所在職中の経験と見識を生かすため、余人にかえがたい有用な人材活用の方策として任用したとは具体的にどういうことなのか。すなわち、現職の職員の能力、経験、識見では使いものにならなくて、特に両名の退職者でなければならなかった理由を具体的に説明願います。

次に、本年度4月1日に脇野沢庁舎の方は退職され、下北自然の家の方は継続して勤務しているとのことです。私は、下北自然の家に継続している勤務している方は、市長の親族の方であり、さきの市長選挙のときに市長の代理として選挙管理委員会の立候補予定者説明会に出席した方だと記憶しております。この市長選挙に親族として一生懸命協力したことが下北自然の家の継続雇用に影響しているのでしょうか。市長のご所見をお伺いいたします。

第2に、さきの3月定例会で理事者は、指定管理施設に再就職した元職員については、あくまでも指定管理者側の裁量で雇用しておりますので、市として把握しておりません、指定管理者を指導するという立場以外に特段関与できるものではなく、従業員個々の雇用の理由や報酬といった個人情報に要求する権限はありませんので、ご了承いただきたいと存じますと述べています。しかしな

から、指定管理者にはむつ市から合計3億5,000万円もの多額の税金が指定管理料として支払われ、その中には人件費が含まれているのです。国の特殊法人同様にむつ市の関連施設であります。したがって、市長の情報公開を徹底する、また公平な市政運営をするという立場からは、むつ市の職員、天下りと思われるような人事、下北自然の家のように市長の親族の方だけが再雇用されるような実質上の天下りや不適切な不公平な人事が指定管理者の中で行われた場合には、むつ市は当然公表し、指導関与すべきものであると思うところであります。市長のご所見をお伺いいたします。

次に、本庁舎移転について質問いたします。第1に、本庁舎の事業の積算はいつごろ、どのようにしてなされたのか、第2に、本庁舎移転事業の積算の資材費は幾らか、第3に、昨年12月の契約後、資材費が急激に下がっているのか、その急激に下がった資材費の差額は幾らか、その差額はどのように扱われているのか、またもし仮に資材費が上がった場合はどのように扱われるのか、具体的に説明をお願いいたします。

第4に、公共施設整備基金5億5,000万円を理事長はトランプのジョーカーのように苦肉の策の切り札として使っているようであるが、現在までどのように使ったのか、残金は幾らか、これから残金をどのように使うか、銀行の定期預金は解約したのか、今後の管理はどのようになされるのか、具体的に説明をお願いいたします。

第5に、本庁舎工事の進捗状況を議員団で本会議の開会日の9日、本会議終了後の午後2時から視察いたしました。現在の本庁舎移転工事の進捗状況について、議員団が視察した日の午前中の本会議で理事長は、追加工事の施工のため工期が8月7日から8月21日までおけると述べています。ところが、午後の視察のときの現場担当者の説明ですと、建設工事全体の計画より1.23%おく

れているが工事の進捗に大きく影響するものではないと述べております。この現場担当者の説明ですと、工期の延期は必要ないと思われれます。いずれが事実なのか、具体的に説明をお願いいたします。

第6に、なぜ本庁舎工事の着工前の設計するとき、追加工事の人工地盤下庫の拡充整備、サーバー室消火設備の機能強化、庁舎内外の案内看板の必要なことを知ることができなかったのか。

第7に、理事長は追加工事の経費を庁舎移転工事に係る予算の執行残の範囲にとどめていと述べています。そもそも本庁舎工事にかかる予算の残を使うようでは、予算の見積もりが甘かったのではないかと、追加工事費は幾らか、具体的に説明をお願いいたします。

次に、財政再建について質問いたします。第1に、3月16日の定例会における私の一般質問に対する答弁で理事長は、平成19年度末における不良債務の合計額57億5,000万円の解消に係る財源の内訳についてのお尋ねであります。このうちむつ総合病院の不良債務12億5,000万円につきましては、第5次病院事業経営健全化計画の負担ルールに基づき、特別交付税が2億6,000万円、青森県からの補助金が1億2,000万円、むつ市の負担部分が1億4,000万円、むつ総合病院自体の部分が7億3,000万円で解消してまいりますと述べております。新聞報道によると、この答弁の2週間後の3月末ごろに市長は、むつ市の負担部分1億4,000万円の倍額以上の3億円の追加支援を議会の議決を得る前に専決処分したとのことと。ということは、3月16日の時点では3億円の追加支援が必要だということがわからなかったのか。それとも、3月16日の時点では、3億円の追加支援が必要だと知っていながら、あえて公表しなかったのか。これが理由だとすると、市長は専決処分の前に議会の議決を得ることができたにもかかわらず



らず専決処分をしたことは余りに議会軽視ではないか。

また、3月16日から3月末までの間に突然3億円の追加支援が必要な緊急を要する事件が起きたのか、わずか2週間後に3億円もの追加が必要なることを見通すことのできないずさんな財政運営で今後のむつ市の財政運営は大丈夫なのか。さらに、むつ市のみが3億円全額を負担し、大間町、東通村、佐井村、風間浦村は一銭も負担しないのか。市長のご所見をお伺いいたします。

第2に、新聞報道によると、2013年度には、むつ総合病院の黒字が15億円になるとされているが、15億円の見通しとむつ市負担金との関係について具体的に説明をお願いいたします。

第3に、使用済燃料中間貯蔵施設の着工延期と赤字解消計画については、午前中に同僚議員が質問しましたが、いま一度影響を具体的な数字で示していただきたい。

次に、資源ごみの回収について質問いたします。市民の中には、資源ごみの回収方法が複雑になり、回収方法が理解できないという声があります。資源ごみの回収の方法の周知はどのようになされたのか。また、資源ごみの回収はスムーズに、適正、適法になされているのか、具体的に説明をお願いいたします。

次に、脇野沢地区の廃棄物不法投棄について質問いたします。第1に、理事者は遮水工事実施予定まで説明しましたが、その後の不法投棄廃棄物の処理計画の進捗状況について具体的に説明をお願いいたします。

第2に、遮水工事5,600万円は、廃棄物の6億2,000万円の中に含まれるのか、いま一度わかりやすく説明をお願いいたします。

第3に、不法投棄の廃棄物の処理について、むつ市が青森県に報告したものの、県からの回答の内容、指示について具体的に説明をお願いいたします。

す。

第4に、新聞報道によると、田名部川の浄化を進める会がダイオキシン濃度の軽減に効果が期待できるEM菌活性液1トンを4月22日に散布したとあります。この効果はどの程度出ているのか。この効果によっては、6億2,000万円もかけて廃棄物の処理を急ぐ必要はないのではないか、市長のご所見をお伺いいたします。

第5に、不法投棄関係者の刑事上の責任について。判例は、他人の土地に多量に廃棄物を堆積する行為について不動産侵奪罪が成立するといっています。理事者が相談した弁護士の見解は、本件は不法投棄したときには脇野沢村有地であるから、他人の土地という犯罪構成要件に該当しないので、不動産侵奪罪は成立しないということであり。しかしながら、市民の一部からは、当時本件の土地は脇野沢村有地と村民の共有地の境界が決まっていないうゆる筆界未確定地域で、村民の共有地の一部が不法投棄場所に入っていることは村民は知っていたという声があります。そこで、いつ旧脇野沢村の村有地と村民の共有地との境界の確定がなされたのか、さらに現在旧脇野沢村の村有地のみであるという証拠はあるのか、具体的に説明をお願いいたします。

第6に、不法投棄の決定者たる旧脇野沢村長が不法投棄場所に村民の共有地の一部が入っているということを知っている可能性が高い。もし旧脇野沢村長が村民共有地の一部が不法投棄場所に入っていることを知っていたとすれば、少なくとも旧脇野沢村長には不動産侵奪罪が成立します。この不動産侵奪罪については、現在も時効が成立していないこととなります。そこで、むつ市に徹底した調査と調査結果の報告をお願いいたします。

第7に、さきの3月定例会で理事者は、時効の成立がなかったとした場合には、当然旧脇野沢村長その他の関係者らは刑罰の対象になることは明

白であります。本来廃棄物の処理について指導すべき立場である行政が不法投棄という法を逸脱した行為により多額の税金を投入せざるを得ない状況を招いているわけでありまして、結果的に被害者たる市民の皆様となってしまうことを考えますと、改めて強い憤りの念を禁じ得ません。旧脇野沢村長初め関係者の道義的責任につきましては、それぞれの判断にゆだねざるを得ないところありますと述べています。この最後の旧脇野沢村長初め関係者の道義的責任については、それぞれの判断にゆだねざるを得ないという結論がおかしい。理論的ではない。何度考えても感情的にも理解できない。思うに、時効の成立がなかったならば、廃棄物の処理について指導すべき立場にある行政の長たる旧脇野沢村長その他の関係者らは刑罰の対象になることが明白である。

さらに、市民に廃棄物処理費 6 億 2,000 万円の多額の税金を負担させるような重い罪を犯しているのである。そして、市長が強い憤りの念を持っているのならば、少なくとも徹底的に不法投棄関係者の道義的及び社会的責任を追及すべきものであるとする結論ならば、理論的にも感情的にも理解できるのであります。それにもかかわらず、むつ市が正当な理由もなく、不法投棄関係者に対して何らの責任を追及しない現状では、むつ市は少なくとも不法投棄行為の事実関係を具体的に公表し、刑事的、道義的、政治的、社会的な責任追及の資料を市民に提供し、市民から不法投棄行為の関係者に対して責任追及する機会を与えるべきものと思うところであります。

まず、不法投棄行為はいかなる理由によって行われたのか。

次に、旧脇野沢村長は議会の議決を経て不法投棄行為を行ったのか。議会の議決がなかったならば、旧脇野沢村長の責任は重大である。

次に、不法投棄行為に関係した企業を公表すべ

きではないか。

次に、むつ市に対して本件の不法投棄行為を告発した手紙を市民に公表すべきではないか。市長の情報公開を徹底するという政治姿勢に期待するところであります。

次に、旧脇野沢村長、企業らの不法投棄という法を逸脱した行為により多額の税金を負担させられる被害者の市民の中には、一般市民から不法投棄行為をした場合と同様、旧脇野沢村長、企業らの不法投棄関係者に廃棄物処理費 6 億 2,000 万円を負担させるべきであり、市民の血税を使用すべきではないという声があります。そこで、むつ市は旧脇野沢村長、企業らの不法投棄関係者に対し、道義上及び社会的責任を追及し、損害賠償の支払い交渉をし、少しでも廃棄物処理費 6 億 2,000 万円の賠償を回収すべきものと思うところであります。市長のご所見をお伺いいたします。

最後に、新町の道路整備について質問いたします。新町 23 番地から 24 番地の砂利道について舗装してほしいという近隣住民の根強い要望があります。理事者が新町 23 番地から 24 番地の砂利道の舗装について、私道整備補助金交付制度があると述べています。そこで、本件の新町の砂利道の舗装について、私道整備補助金交付制度を使用する場合、申請手続、近隣住民の舗装費用の負担等を含めて具体的にどのようなになるのか説明をお願いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷泰造議員のご質問にお答えいたしますが、事前にご通告をいただいた部分以外にもお尋ねの中身があったようでございますので、その部分において答弁漏れ等がございましたら、自席に戻ったときに受け答えをさせていただきたいと、このように思います。新谷泰造議

員のご質問にお答えいたします。

指定管理者制度については、教育委員会の所管施設でありますので、教育委員会から答弁をいたします。

次に、ご質問の第2点目、高齢者福祉の充実についてお答えいたします。まず、老人福祉の低下ということで、

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

次に、高齢者の自立を支援するための高齢者福祉事業の充実を図る予定はないのかとのお尋ねでございますが、高齢者の方々の自立支援につきましては、これまで県の事業や国の事業を活用しながら、さまざまな事業を展開してまいりましたが、その中でも国・県の財政事情により補助が打ち切れ、取りやめとなった事業等もございます。しかしながら、市として独自に緊急通報体制整備事

業や外出支援サービス、そして福祉タクシー利用助成事業等を展開してきたところでございますし、今後も日常生活では自立しているものの、少しその能力が低下してきている高齢者の方々に対する事業として転倒骨折予防教室や、口腔機能向上教室、栄養指導教室等を開催し、高齢者ご自身が持つ能力の維持、回復に役立つ事業に力を入れてまいりたいと存じております。

また、日常生活に支障のない元気な高齢者の方々に対しましては、既に実施している転倒予防セミナーに加え、今年度から認知症予防教室等を開催し、介護予防にも力を傾注してまいりたいと存じております。いずれにいたしましても、今後とも高齢者の皆様の福祉の充実には、より一層努力してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、人事の適正、公平についてのご質問にお答えいたします。ご質問の第1点目、元市職員の脇野沢庁舎及びむつ市下北自然の家への再就職の理由についてであります。両名の雇用については、まさに退職直前まで担務していた事務事業について、その識見を生かした適切な対応を図っていただくべく、固辞する本人を説得してお願いしたものであります。

言うまでもなく市の業務は、揺りかごから墓場までという言葉があるとおり、市民生活のありとあらゆる分野に広範囲にわたっており、その業務遂行にはあまたの人材が必要とされております。しかしながら、折からの団塊世代の大量退職という背景の中で退職者の一部不補充と少数精鋭の組織体制を余儀なくされており、こうした諸事情を踏まえながら、いわば窮余の策として退職者のうち何人かには引き続き行政のお手伝いをお願いせざるを得ない状況にあるわけでございます。実際平成20年度は、むつ市だけで46名、消防職員を除く下北地域広域行政事務組合の退職者11名も含め

ますと57名が退職しております。そのことから、本年度においても、いわば苦肉の策としてほかにも専門のスキルを有した工事検査員や鳥獣対策専門員を引き続きお願いし、現状の職員の不足分を補っていただいているところであります。

団塊世代の大量退職という現実、自治体のみならず、警察機関や民間企業においてもそのしわ寄せが組織の機能低下に少なからず影響を及ぼしていることはさまざまなメディアにおいても報道されており、このような対応は、ある意味では過渡期に限っての緊急避難的な一方策と言えなくもないわけでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の第2点目、むつ市の退職者のむつ市下北自然の家への再就職の継続雇用についてであります。下北自然の家に配属の職員については、脇野沢庁舎に配属した職員同様、1年間という期間限定のお願いでありましたが、教育委員会から下北自然の家の運営を軌道に乗せるには、もう一年引き続き支援をいただきたい旨の強い要請があり、非常勤の嘱託として予算措置したものであります。

また、当該職員については、大畑地区に少なからず恩恵を与えていた下北少年自然の家を平成20年度に青森県から無償譲渡を受ける以前から、施設の存続とその受け皿づくりに奔走していた直接の担当者としての経歴等も勘案し、あくまでも相応の人材と判断したものであり、決して議員の推察するような意図で継続雇用したわけではありません。

ご質問の第3点目、むつ市の退職者等の指定管理施設への再就職についてであります。議員ご承知のとおり、指定管理者制度は民間事業者の有する経営ノウハウを活用しながら、直営の手法によらない、より柔軟で質の高い住民サービスの提供と経費の節減等を図ることを目的としておりま

す。したがって、指定管理者が一民間人となったむつ市退職者の行政経験を生かしたいという思いで雇用することに対して、行政が直接口出しできるものではなく、あくまでも指定管理者の自由裁量にゆだねられているところであります。

また、これまでのところ、むつ市退職者が雇用されることによる弊害は何ら聞き及んでいないところでありますし、問題もないものと認識しております。そういう意味では、指定管理を受けた団体や法人への再就職は、議員ご指摘の国家公務員が特殊法人等へ天下りすることとは趣旨の異なるものであり、指定管理者の人材活用の手法に対して露骨に関与する、あるいはその詳細について殊さらに指導することは、むしろ指定管理者固有の独自性や柔軟性を損なうことにもなりかねないものと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次の本庁舎移転についてのご質問につきましては、担当部長から答弁いたします。

次の5点目の財政再建について。ご質問の1点目、むつ総合病院の第5次病院事業経営健全化に対する追加支援について、さきのむつ市議会第199回定例会における新谷泰造議員の一般質問等から間もないことから、その時点ではわからなかったのかとのお尋ねであります。第5次病院事業経営健全化計画は、平成13年度末でむつ総合病院が抱えていた約55億円の不良債務を平成14年度から平成20年度までの7年間で解消するというものでありまして、下北圏域における医療体制確立のためには、医療水準や医師の確保と相まって、病院の安定的な経営が不可欠であり、不良債務の解消を目指す第5次病院事業経営健全化計画は何としても達成しなければならないものとの強い決意で取り組んでまいったところであります。

計画の最終年度に当たる平成20年度の解消スキームは、平成19年度末で積み残した約12億5,000万円の不良債務を国からの特別交付税で2億

6,000万円、青森県からの補助金で1億2,000万円、市の一般財源による負担で1億4,000万円、むつ総合病院自体の負担が7億3,000万円と、それぞれがこれまでの実績をもとに負担する計画となっていたものでありますが、むつ総合病院において医業収益の減収や診療材料費の増加等で負担分の達成が困難な見込みとなったため、最終的にはこの部分に一般会計からさらに3億円、決算ベースでは2億9,000万円の追加負担を行うことで、平成20年度までに55億円の不良債務の解消を図るという大きな目標を達成することができたところがあります。議員各位を初め市民の皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、病院スタッフの努力に改めて敬意を表するものであります。

専決処分に至った経緯についてであります。第5次病院事業経営健全化に当たっては、病院事業の入院、外来収益で不良債務の解消が困難であると認められるときには一般会計からの負担の見直しが制度上必要とされているものであります。新谷泰造議員もご承知のとおり、市の財政状況自体も赤字解消計画に基づき再建を進めている途上にあるという厳しい状況の中でのさらなる負担でありますので、病院事業で負担できない部分が最終的にどの程度になるのか、また一般会計の決算見込みはどうか、赤字解消計画に与える影響はどの程度になるのか等を総合的かつ年度ぎりぎりまで見きわめる必要があり、しかも平成20年度内で完結する必要があり、急を要したという事情によりましたことをご理解賜りたいと存じます。

これに係る補足及びむつ総合病院の黒字の見通しとむつ市の負担金との関係につきましては、企画部理事から答弁いたします。

次に、使用済燃料中間貯蔵施設の着工延期による交付金への影響についてであります。前倒しによって赤字解消計画で示している年間22億5,000万円の確保を目指すものであります。交付

金の具体的影響額については、お答えを差し控えさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第6点目の資源ごみの回収についてのご質問にお答えいたします。まず、むつ地区での資源ごみの回収方法の周知についてのご質問でございますが、何よりも市民の理解と協力を得ることが第一でございますことから、昨年11月の町内会長と市長との懇談会を初めとし、地区説明会、出前講座、行政連絡員総会等を通じてごみの収集体制の見直しについて説明してまいりました。また、市政だよりへの記事掲載を初め公共施設や不動産業者、市指定ごみ袋取扱店等へのパンフレットの配布、ホームページ、エフエムアジュール等を利用した広報を行い、3月にはごみ集積所の看板の交換を行うなど周知をしてまいりました。ごみの収集体制の見直しが行われて2カ月余り経過いたしました。今後、今後も市政だより、出前講座等で周知を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、資源ごみの回収状況についてのご質問でございますが、収集体制の見直しにより、むつ地区では資源ごみ袋による新しい収集方法が加わりましたので、当初戸惑い等が見受けられましたが、徐々に改善され、見直し後のルールが浸透し始めているものと感じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、資源ごみ回収方法の周知等の詳細につきましては、担当部長から説明いたします。

次に、脇野沢地区の廃棄物不法投棄についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、今後の不法投棄廃棄物の処理計画の進捗状況についてであります。昨年度不法投棄現場の生活環境保全上の支障を除去し、原状回復するための対策工について比較検討し、今年度の一般会計当初予算に対策工に係る実施設計業務委託料を計上して

おります。この実施設計の結果を踏まえて、来年度から廃棄物の撤去に着手していきたいと考えております。期間につきましては、財政状況を勘案しながら進めることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、むつ市一般会計補正予算に計上しております脇野沢地区不法投棄現場浸透水対策事業費は、前回の行政報告で示した対策工の概算事業費に含まれるのかとのご質問であります。補正予算には、脇野沢赤坂地区の不法投棄現場における高濃度のダイオキシン類を含む浸透水の外部流出を防止するための遮水工事費を計上しております。また、廃棄物の撤去を前提としております搬出撤去工法と分別搬出撤去工法の2つの工法においては不法投棄現場を掘削し、撤去する際に地中の浸透水や廃棄物が周辺環境へ影響することを防止するため工事の最初に遮水工事を行う計画となっております。したがって、脇野沢地区不法投棄現場浸透水対策事業として遮水工を先行して実施することにより、廃棄物撤去の対策工の際に遮水工を活用できることとなりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、むつ市が青森県に脇野沢地区の不法投棄について報告した後に青森県からどのような回答があったのかとのご質問ですが、昨年6月30日付で県から旧脇野沢のごみ処理について、脇野沢赤坂地区におけるごみ処理の実態について照会があり、回答を求められ、8月1日付で県に回答しております。その後も9月8日付で旧脇野沢村による廃棄物の不適正処理について通知があり、その中で不適正処理された廃棄物については、その原因者である旧脇野沢村の事務を承継したむつ市がその責任において全量撤去することを求められ、あわせてこれに係る撤去計画書の作成と撤去計画書を提出するまでの間、市の調査検討内容の提出の求めに応じ、毎月報告

書を県に提出しております。

また、本年3月6日付でむつ市脇野沢地区における廃棄物不適正処理事案についての照会があり、3月19日付で周辺環境のモニタリングの強化と不法投棄現場浸透水対策を実施する旨を回答いたしております。

次に、ご質問の4点目、ダイオキシン濃度の軽減対策としてのEM菌活性液の散布についてお答えいたします。EM菌散布につきましては、去る4月22日から毎週水曜日、不法投棄現場にEM菌を散布し、少しでも土壌改良の手助けをしたい旨の善意の申し入れがあり、浸透水の遮水工事が開始するまでEM菌の散布を認めたところであります。なお、EM菌の詳細につきましては、担当部長から説明いたします。

次に、脇野沢地区の廃棄物不法投棄についての5点目、不法投棄関係者の刑事的、道義的、政治的、社会的責任の追及についてお答えいたします。まず、旧脇野沢村有地と共有地との筆界未定は解決されたのかについてであります。昭和51年当時に行われた脇野沢赤坂地区の地籍調査において、不法投棄現場を含む旧脇野沢村有地と、その土地と隣接する共有地との境界が決まらずに筆界未定地として処理されておりました。現在もその状況は変わっておりません。

次に、現在旧脇野沢村有地であるという証拠はあるのかについてであります。筆界未定地となった理由といたしましては、土地所有者双方の主張に食い違いがあることが原因ではなく、あくまで境界を確認できる土地所有者の立ち会いが得られなかったことによるものであります。しかしながら、現在不法投棄等により廃棄物が堆積している区域内の土地は当市の所有である認識を持っておりますし、また隣接する共有地の所有者である小沢地区会からも同様の認識であることを確認いたしております。

また、新谷泰造議員がご指摘されております刑法第235条の2に規定する不動産侵奪罪についてであります。ここで言う侵奪とは、最高裁では不法両得の意思を持って不動産に対する他人の占有を排除し、これを自己または第三者の占有に移すことと定義づけしており、これを踏まえまして不動産侵奪罪は不動産に対する窃盗行為を罰するもので、相手方の意に反して強制的に不動産を自己の占有に移すことが成立の要件となるものと認識しております。

次に、不法投棄行為はいかなる理由によって行われたかについてであります。旧脇野沢村長等は、その違法性を認識していながら、主として廃棄物の処理に要する経費を軽減するためにこのような不法投棄を繰り返してきたものと推察しております。

次に、旧脇野沢村長は、議会の議決を経て不法投棄を行ったかについてであります。これは当然不法投棄でありますことから、当時の村議会の議決を得ておりませんし、地方自治法第96条第1項第5号の規定による議会の議決に付さなければならぬ対象案件にはなるべくもないわけであり

ます。次に、不法投棄行為に関係した企業名を公表すべきではないかについてであります。不法投棄行為に関係した企業につきましては、あくまでも旧脇野沢村の発注した業務委託契約に基づき、廃棄場所を現在の不法投棄現場と指定されたものであり、旧脇野沢村の指示に従って投棄したものでありますこと、また公表された企業が何らかの不利益をこうむる場合も想定されますことから、企業名の公表は差し控えさせていただきたいと存じます。

次に、本件の不法投棄を告発した手紙を公表すべきではないかについてであります。市といたしましては、この告発の内容について事実確認を

行い、その結果につきましては告発の中身以上の内容を平成20年6月10日開会のむつ市議会第196回定例会における行政報告からこれまで継続してご報告しておりますことから、あえて公表する必要はないと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、新町23番地区から24番地区の砂利道の舗装に私道整備補助金交付制度を適用した場合の結果についてのご質問にお答えいたします。私道整備補助金交付制度を利用し、町内会あるいは地域で組織する団体が主体となり、5戸以上の住民が利用する私道の舗装、側溝等を整備する場合、整備に要する経費の2分の1以内の額について補助金を受けることができます。補助金の交付については、平成4年4月16日告示のむつ市私道整備補助金交付要綱に定めてありますように、敷地の所有者やその他の権利を有する者の同意が得られない場合のほか、特定の目的に供されている私道は補助の対象にならない等の制約がありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 新谷泰造議員の指定管理者制度についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、ウェルネスパークの指定管理料1億1,500万円の業務の内容についてであります。業務の範囲といたしましては、体育スポーツ並びに健康及び体力の増進のための施設の提供に関すること、体育スポーツ及びレクリエーションの指導研修に関すること、施設の使用許可及び使用料の徴収に関すること、施設設備、備品等の維持管理に関すること、施設の利用促進にかかわる事業及び広報に関すること、その他市が必要と認める施設の管理に関することとあります。

業務の内容といたしましては、使用許可事務受け付け、施設設備機器の維持管理、トレーニング

ジムなどの機器使用指導、プール監視、環境整備などが挙げられます。施設の維持管理費の内容は、管理運営に係る人件費のほか、光熱水費、消耗品費、1件30万円以下の修繕費、有資格者による設備機器の保守点検費、運営管理のための施設賠償保険などであります。

次に、2点目の自主事業の内容についてであります。自主事業の内容については、さきのむつ市議会第199回定例会で新谷泰造議員にお答えしたとおりであります。エアロビクスや水中ウォーキングなど、1つのセット、組み合わせになっておりますので、個々別々の種目ごとの収支については算定しておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

自主事業の全体の収支で申し上げますと、平成19年度決算ベースでは、会員会費収入等で3,880万6,000円、人件費は1,458万3,000円、事務費として29万7,000円、その他営業費として844万8,000円、消費税が185万1,000円であり、収支差し引き1,370万7,000円の黒字との報告がなされております。

次に、3点目の指定管理料の無料、有料の基準についてであります。指定管理料は、指定管理者の公募要綱でも定めておりますが、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な経費として市が指定管理者に支払うもので、その額は指定管理業務に必要な経費から利用料金収入見込額を差し引いた額としております。したがって、支出見込額が収入見込額より少なくならなければ無料とはならないということでありませぬ。

次に、4点目のウェルネスパークの将来の修繕費の見通しについてであります。現在も既に利用者の過失による破損や利用頻度による破損、損傷などについて指定管理料の中で修繕をしているところであり、平成19年度実績では電球の交換及び備品の修理で84万5,000円、平成20年度実績で

はトレーニング機器など設備機器の修理で123万2,000円の修繕を行っております。これは、いずれも指定管理者の負担となっております。

今後においては、経年劣化や利用頻度により照明施設の球切れや非常用電源のバッテリーなどの部品交換や修繕箇所が多くなるとは思われますが、1件30万円以内の修繕は指定管理者が、それを超える修繕は市が対応することにしており、市は優先順位を定めて予算の範囲内で修理、改修をすることとしております。

次に、5点目のウェルネスパークの自主事業で生じた利益の用途についてであります。指定管理者が自らの経営努力により得た収入であり、指定管理者の収益としておりますことから、現在の協定の内容からは、修繕費として積み立てさせ、将来負担させることはできないことになっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 本庁舎の移転のご質問についてお答えを申し上げます。

まず1点目の事業費、資材費の積算と値下がりについてでございますが、資材費につきましては、平成20年7月の価格を採用して工事費を算出し、同年12月に工事請負契約を締結いたしております。積算時におきましては、主に鉄骨、鉄筋、燃料油の価格が著しく高騰している時期でありましたが、その後徐々に価格も値下がりに転じ、今日に至っているところでございます。

本工事におきましても、平成20年7月に資材費を積算してから工事請負業者が資材を発注した平成21年1月までの期間を比較いたしますと、鉄骨の資材費が0.1%、鉄筋の資材費が0.2%、工事費全体でも0.3%の値下がりとなっておりますが、請負代金額に大幅な影響を及ぼすものではないことをご理解いただきたいと思います。

なお、このことにつきましては、国・県になら



いまして、当市も工事請負約款においてスライド条項を設けてございます。品目ごとに積算した変動額が請負額の1%を超えた場合には変更契約を締結する。逆に申しますと、1%を超えない場合には契約を変更しないということになっているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、公共施設整備基金5億5,000万円についてでございますが、平成20年度は旧アークスプラザ内に残されておりました冷蔵庫等の残存物の撤去費用として672万3,000円を充当しており、平成20年度末現在の基金残高は利子等の繰り入れを含めまして、約5億4,600万円となっております。今後外部テナント改修設計委託料として388万5,000円、今回補正提案いたしました外部テナント等改修工事費及び工事管理委託費に7,256万円、その他備品購入費、引っ越し作業委託費に充当予定でありますし、来年度予定しております現庁舎の解体整備費へも充当してまいりたいと考えております。

定期等の解約につきましては、必要な時期にかかった経費分を取り崩す形で対応しておりますが、これまでのことについて言えば、平成21年3月にさきに述べました旧アークスプラザ内の残存物等の撤去費用672万3,000円の支払いのため基金を一部取り崩しております。また、基金の管理につきましては、今後も市内金融機関へ定期預金として預託して運用してまいりたいと考えております。

次に、理事者と工事現場担当者の本庁舎移転工事の現在の進捗状況の説明の食い違いについてでございます。今定例会冒頭の行政報告で工事の延長を考えていることはご報告いたしましたが、その延長の変更契約はこれから締結するものでございます。したがって、5月末現在の進捗状況としては、ほぼ計画どおりの進捗状況となってい

るとご報告申し上げたわけでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、追加工事についてでございますが、そのほとんどは設計時には把握できていなかった細部にわたる点検によるふぐあい等で工事の変更が必要となったものでありまして、すべて新しいものを使う新築ではなく、既にある設備を使い改修していく工事でありますだけに、工事費減となる変更も含め、変更工事項目は細かい部分にも及んでおります。そのどれもがショッピングセンターとしての建物を庁舎という執務機能空間に変えるためには必要欠くべからざるものと判断したものでございます。

執行残額が大きいのは、予算の見積もりが甘かったからではないかというご意見でございますが、今回の改修工事の建築工事の落札率は94.6%、電気設備工事は94.9%、給排水衛生設備工事は96.8%、空気調和設備工事は96.4%で、4工事全体を合算すると95.2%であり、通常の落札範囲であると考えております。ただ、事業費の額が改修工事全般で約14億円という大きいことから、その執行残額も約7,100万円と大きな額になったものであり、決して予算額の見積もりが甘かったということではございませんので、ご理解願います。

次に、追加工事の額についてでございますが、現時点では建設工事は約3,100万円、電気設備工事は740万円、給排水衛生設備工事は850万円、空気調和設備工事は1,130万円の合計5,820万円となっております。行政報告の中で主な追加工事を3件ほど上げておりました。その内容と額を申し上げますと、まず人工地盤下車庫の拡充整備がございます。これは、正面玄関と反対側になります建物の南東側にアークスプラザであったときには荷物の搬入をするトラックなどが駐車していたコンクリートの人工地盤がありますが、それを屋根として利用し、下の土の地面との空間を公用車の車

庫として整備しようというものでございまして、当初は経費の関係で30台分程度の整備として留保していたものを50台分程度を確保するため拡充して全部整備することとしたもので、約1,400万円の追加工事となります。

次に、サーバー室ガス消火設備の機能強化でございますが、これは現在の情報センターの消火設備を移設するだけでは機能しないということが判明したために、排気機能などを付加するための工事でありまして、約1,700万円の追加となっております。

また、庁舎内外の案内看板の充実でございますが、これは庁舎外においては来庁者の安全を確保するため、警察署等との協議を踏まえ、駐車場の利用形態や誘導案内の見直しを進めているところでありますし、庁舎内においては来客者を広いワンフロアの空間を迷うことなく誘導するためのサイン類の工夫を重ねていることにより追加となるものでございます。この部分については、費用はまだ確定していない状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

(「議長、26番」の声あり)

(「議事進行」の声あり)

○議長(村中徹也) 議事進行ですか、動議ですか。

(「動議」の声あり)

○議長(村中徹也) 26番富岡幸夫議員。

○26番(富岡幸夫) お取り計らいをいただきましてありがとうございます。

今答弁中でありましてけれども、まだ企画部理事の答弁が残っております。議会運営委員会の申し合わせ事項においては、質疑、答弁ともに合わせておおむね1時間、こういうルールがございまして。しかしながら、もうとっくに1時間を超えております。会議規則の中にも発言時間の制限というのがありまして、議員の中に異議があれば、これを

議長が制限することができる、こういうふうになっておりますけれども、私はその観点からご異議を申し上げたい。取り計らいをお願い申し上げます。

(「賛成」の声あり)

○議長(村中徹也) 暫時休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時17分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま26番富岡幸夫議員から出された発言時間の制限についての動議であります。議長としては動議としては認めません。異議申し立てということで取り扱いをさせていただきます。

発言を認め、一般質問をこれで終了いたします。

(「議長、議事進行」の声あり)

○議長(村中徹也) 21番中村正志議員。

○21番(中村正志) 一般質問を閉じられると、議事進行ができなくなりますので、その前に議事進行をかせさせていただきます。

ただいまの新谷泰造議員の一般質問の中で不適切と思われる発言がありました。それは、\_\_\_\_\_を食べているという部分でございます。あたかも不正を行い、多額の利益を受けているとの誤解を招くような発言は許されることではございません。地方自治法第132条にもあるとおり、言論の品位の保持、「議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」とあります。つけ加えるならば、この指定管理の問題については、むつ市議会第198回定例会において、議案第97号の議案審議の場で新谷泰造議員はこの2,000万円にも触れております。触れたにもかかわらず \_\_\_\_\_

加えまして、新谷泰造議員は再三にわたり発言

には注意を受けているにもかかわらずこのような発言を繰り返すということは、議会の場での発言の重さをどう考えているのか、私は疑いたくなります。言われたほうの立場の方は、議会の場で反論することはできないのです。だからこそ発言には品位を持ち、慎重さを持たなくてははいけません。

以上の理由から、本定例会内での発言の取り消し、または本人が納得しないのであれば、議会での正当な手順を踏んだうえでの発言の削除を求める議事進行をさせていただきます。

○議長（村中徹也） ただいま中村正志議員から新谷泰造議員の発言中において、いわゆる不適切、不穏当と思われる発言箇所が存在するので、議長において適切に処理願いたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。議長においては、後刻速記、テープ、会議録を精査及び議会運営委員会に諮問の後に議長職権により適切にこれを処理したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 全会一致でなしと決めました。そのようにいたします。

それでは、これで新谷泰造議員の質問を、本人の申し出もありますので、終了いたします。

午後 2 時 30 分まで暫時休憩いたします。

午後 2 時 21 分 休憩

午後 2 時 30 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 ～ 日程第 4 議案質疑、討論、採決

議案第 49 号

○議長（村中徹也） 次は、日程第 2 議案第 49 号

工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、市立大湊中学校耐震補強及びその他改修工事に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 49 号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 49 号は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

議案第 50 号

○議長（村中徹也） 次は、日程第 3 議案第 50 号財産の取得についてを議題といたします。

本案は、小学校教育用コンピュータ及び周辺機器の老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11 番千賀武由議員。

○11 番（千賀武由） 1 点だけ確認でお聞きをした

いのですけれども、この入札状況を見ると、むつ管内の会社が落札したことは非常に私はよいことだと思いますが、この入札指名する際、市外は全く最初から入っていなかったのか、そのことを確認したいのでお知らせを願いたい。

それと、この更新に今回該当しなかった小学校の状況、これからのコンピュータの更新計画はどのようなになっているのか、お聞かせを願えればと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 私からは、他の学校の整備状況についてのお答えを申し上げたいと思います。

今回9校の整備ということでご提案させていただきました。残りの6校、関根小学校、奥内小学校、大平小学校、大湊小学校、第一川内小学校、第二川内小学校の6校でございますけれども、これは平成20年度で更新をしてございます。したがって、今年度ですべての小・中学校の更新が完了するという状況になっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 市内に本店を有するA03の有資格者6社及び市内に営業所等を有するA03の有資格者の中から実績等にて2社の計8社で選定をいたしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第50号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第51号

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 議案第51号 平成21年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） まず、歳入の水川目酪農振興対策事業寄附金についてお聞きいたします。

第1に、新聞報道によると、リサイクル燃料貯蔵の久保誠社長がむつ市に4億円の寄附を申し出たとあるが、匿名になった理由を聞かせていただきたい。

次に、あえて匿名の寄附を受ける理由は何か。

第2に、議案に議案を追加提案する前に先に新聞報道に公表されたのはどういう理由か。

第3に、寄附行為4億円のうち3億円を水川目地区の酪農家に融資を行うはまなす農協に貸し付ける理由は何か。

次に、歳出の下北地域広域行政事務組合負担金の下北文化会館改修工事の1億6,250万円について。第1に、一般予算ではなく突然補正予算に計上した理由は何か。

第2に、下北文化会館改修工事の内容について、できるだけ詳細に説明をお願いいたします。

第3に、下北文化会館改修工事の1億6,250万円は、むつ市のみが負担するのか。

次に、歳出の防災拠点施設用地整備事業費の1,460万円について。第1に、市長の議会への提案理由では1行で済ませ、新聞の報道のほうが詳細な理由をお聞かせ願いたい。

第2に、新聞によると、緊急事態応急対策拠点施設のいわゆるオフサイトセンターは、既に東通村と六ヶ所村にあり、年二、三日から1週間のみで使用で、年間維持運営費が4,000万円であり、その管理が問題となっている。果たしてオフサイトセンターの管理が問題となっている現状において、中間貯蔵施設オフサイトセンターは可能性があるのか。

次に、歳出の新庁舎における環境対応型冷温水発生機の設置に要する経費3,850万円について。

第1に、なぜ必要になったのか。

第2に、どのような機能があるのか。

第3に、財源は何か。

第4に、本庁舎移転事業28億2,000万円を超過することにはならないのか。

以上、質疑いたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 新谷泰造議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、農林水産業費のこの寄附金の問題でございますけれども、匿名により寄附の申し入れがありましたので、申し出の趣意に沿いまして匿名というふうなことでございます。

それから、議会への説明が優先でないのかというふうなことでございますけれども、17日の本会議で追加提案させていただきまして、その提案理由を説明申し上げたところでございます。そして、本会議が終了してから記者会見を行い、今回の匿名

の寄附について報道機関に発表したところでございます。

それからもう一つ、オフサイトセンターの部分でございますけれども、防災拠点施設用地整備事業費、これにつきまして、提案理由では1行程度の説明しかないと、報道機関に詳細に説明したのはなぜかというふうなことでございますけれども、今お話をしましたように、17日、本会議が終わりましてから臨時の記者会見を開催いたしました。これは広く報道関係にもお伝えをしなければいけない非常に大きな補正予算でございましたので、その部分を公表いたしました。そこで、さまざまな各社からご質問があったというふうなことでございます。

さらにまた、このオフサイトセンターにつきましては、むつ市議会第197回定例会におきまして、この場で本市への建設を強く要望しているというふうなことを私は答弁をいたしておりますので、提案理由の説明を行った後というふうなことで、その時系列的にはご理解をいただけるものではないかと、このように思うところでございます。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 新谷泰造議員のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの第6款農林水産業費、第2項畜産業費、第2目畜産振興費の貸付金をはまなす農協へ貸し付ける理由は何かということでございますが、今回の貸し付けにつきましては、市からはまなす農協へ原資貸し付けをし、はまなす農協から水川目地区の酪農家へ貸し付けする計画を進めております。はまなす農協といたしましたのは、はまなす農協はこれまでも各種融資制度に取り組んでおり、貸付制度に関するノウハウがあること、また農家に対して生産資材の供給から生産された牛乳

の販売まで行っておりますので、農家の経営に密接につながっていることなどから、はまなす農協が適当であると判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 2つ目の下北文化会館改修工事費についてのお尋ねにお答えをいたします。

まず1点目の当初予算に計上せず突然補正予算に計上した理由は何かとのお尋ねでございます。下北文化会館の改修工事については、議員ご承知のとおり、開館以来もう24年経過して今に至っておりますが、建物及び設備機器等の経年劣化がかなり進んでおります。毎年保守点検を行って、傷みの激しい箇所につきましては、利用者に危険や支障が生じないように計画的に改修を行ってきております。本年度当初予算においては舞台、つりもの工事等の改修にかかわる負担金を計上しておりますが、今回地域活性化・経済危機対策臨時交付金の趣旨を生かし、施設機能の維持確保、それから利便性の確保、維持向上を図るという考え方に立ってのものでございまして、翌年度以降に予定しております改修工事を前倒しして実施すると、こういう基本的な考えに立ってのものでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、2点目の改修工事の内容については、調光装置8,040万円、照明機器500万円等の舞台照明設備改修費に約1億3,090万円、それから屋外埋設タンクからボイラーまでの油送設備改修費に約2,430万円、いま一つは大ホール、ホワイエ、外壁及び食堂外壁の漏水補修工事に約730万円、合わせて1億6,250万円の計上となった次第でございます。

3点目の改修の経費について、すべてむつ市の負担となるのかというお尋ねでございますが、下北文化会館の建設に当たりまして、建設後の維持

管理等に係る経費につきましては、むつ市が負担するというところで合意がなされておまして、結果として負担金条例が定められており、これに沿って今回の改修につきましてもむつ市が全額負担するということになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） オフサイトセンターにつきましてのお尋ねにお答えをいたしたいと思っております。

当市の近くに2カ所のオフサイトセンターがあるにもかかわらず、当市に単独で建設される可能性はあるのかということでございますが、この使用済燃料中間貯蔵施設にかかわりますオフサイトセンターへの単独設置、これにつきましては、万が一の事故に備え、各関係機関と連携しやすい場所に対策本部を設置できることが大変大事ということでございまして、その位置も含めまして、これまで県と連携しながら国に要望し、関係省庁と協議を重ねてまいったところでございます。これにつきましては、むつ市議会第197回定例会におきまして、鎌田議員のご質問にお答えする形で当市への建設を強く要望している旨を市長からお話し申し上げているところでございます。そういうことで、設置については現在までのところ十分に可能性があるものと考えているところでございます。

それから、本庁舎の冷温水発生機に係るお尋ねがございましたが、目時議員から通告を受けているわけでございますので、そのご質疑の中でお答えを申し上げたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 下北文化会館についてですけども、歳入の何をまず充てたのかということ。

それから、老朽化ということになれば、本来だったら一般予算でやらないとだめなのではないかと思うのですけれども。

それから、オフサイトセンターのほうの可能性ですけれども、今回のばらまき補正予算の中でも認められないようだったら、将来もかなり厳しいのではないかと思うのですけれども、その辺の認識についてお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 下北文化会館の改修について、本来老朽化でありますならば一般予算でというご認識のようでございますが、先ほどもちょっと触れましたように、今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金、この趣旨を生かして活用させていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） オフサイトセンターの財源部分だと思うのですが、オフサイトセンターはこの地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当するということではございません。現在のところ国のほうの部分と市のほうの部分と合築するようなことを構想しているわけでございますけれども、国のほうの部分については国で建設することになります。ただし、用地については地元で用意するということでございます。ちなみに、このオフサイトセンターは原子力関連施設ごとに指定するというふうなことになっております。

以上です。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） では、数字でお聞きしたいのですけれども、今の状況で可能性を大体何%ぐらいにオフサイトセンターは考えておりますでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今現在国に要望し、関係省庁と協議を重ねているというところでございますので、何%という数値化はなかなかできるものではないかと存じます。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

次に、23番浅利竹二郎議員。

○23番（浅利竹二郎） 補正予算書の10ページの歳出第2款第1項9目財産管理費の防災拠点施設用地整備事業費ということで、今のオフサイトセンターのことについて若干重なる部分があるのですけれども、お聞きします。

まず、オフサイトセンターの用途、これについて簡単にご説明願います。

それと、今立地の、市役所の向かいのほうということですが、なぜあそこの場所なのか。これは中間貯蔵施設とリンクしていると思うのですけれども、この完成見込み等についてご説明願います。

次に、15ページの歳出第10款4項4目文化振興費、文化財保存事業費についてお聞きします。この文化財取得後の方向性についてですけれども、まず取得に至った経緯、それと取得後の、あのままどうにもならないと思いますので、どのような整備内容になるのか。あと、今後それをどう利用するのかと、この大きく2点についてご説明願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まずオフサイトセンターと、先にオフサイトセンターありきではございません。あくまでもむつ警察署、この用地をしっかりと確定する、そしてそのためにしっかりと測量設計をやっていかなければいけない、そういうふうなことでございますので、将来的に国のほうでオフサイトセンターの建設がゴーということになりますと、あそこをまた土盛りをしたり整備をしてい

かなければいけないということをまず含んでおいていただきたいと、このように思います。あくまでもむつ警察署の立地ということが決定をいたしまして、今年度中に土地を造成する、その際にその部分の区画をしっかりとしなければいけない、水路等、境界等、そういうふうなものをつくり上げなければいけないというふうなことが前提に立っていると。オフサイトセンターありきと、先にオフサイトセンターということではございません。国の関係機関と今協議を進めていると。何とか実現に向けて努力をしていきたいと、このように思うところであります。

立地はなぜあそこの場なのかということがございますけれども、中間貯蔵施設に直接道路で真すぐ行けるような非常に立地条件はいいものでありますし、例えば対策本部等を設置の場合、本庁舎との連携もスムーズにいくというふうなことで、あの場所を想定しているところでございます。国にもその旨はお伝えをしているところであります。

その余につきましては、担当から答弁をいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） オフサイトセンターにつきましては、平成11年9月に茨城県の東海村で発生したジェー・シー・オーウラン加工施設の臨界事故を契機として制定されました原子力災害対策特別措置法第12条に規定されております緊急事態応急対策の拠点施設となるものでございまして、原子力施設で原子力緊急事態が発生した際、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会しまして情報を共有しつつ、連携のとれた応急対策を講じる拠点施設ということでございます。先ほど申し上げましたように、原子力事業所ごとに当該原子力事業所の区域を含む都道府県の区域内にあること及び省令で定める要件に該当するものを主務

大臣が指定するということになってございます。

なお、オフサイトセンターには常時から原子力災害に備え、また施設の安全な運用を確認するため、国の職員である原子力防災専門官と原子力保安検査官が原則として常駐することになっております。そのほか原子力防災訓練や防災関係者等に対する研修にも使用されるものでございます。

それから、用地の根拠ということでございますけれども、補足いたしますと、立地選定の根拠につきましては、原子力災害対策特別措置法施行規則第16条に12項目にわたって定められておりまして、通信設備や放射能測定装置等のオフサイトセンターとしての機能を備えることはもちろんであります。本市との関連で主なものを申し上げますと、原子力事業所との距離が20キロメートル未満であること、原子力災害合同対策協議会の構成員、その他の関係者が参集するために必要な道路、ヘリポート、その他の交通手段が確保できること、原子力災害合同対策協議会を設置する場所を含め床面積の合計が800平米以上であること、報道の用に供するために必要な広さの区画を敷地内またはその近傍に有していること、当該オフサイトセンターが使用できない場合に、これに代替することができる施設が当該オフサイトセンターからの移動が可能な場所に存在することというふうなことが定められております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 文化財保存事業についてお答えいたします。

まず、取得に至った経緯についてご説明いたします。今回取得いたします物件は、現在文化財収蔵庫として活用している建物の隣に位置し、大正5年に旧日本海軍の大湊要港部士官官舎として建築され、終戦後の昭和22年4月から昭和62年3月まで大湊高校寄宿舎として使用された石づくりの



建造物であります。建物の構造としては、平成9年に市の文化財に指定した文化財収蔵庫と同じ構造となっており、歴史的にも貴重な文化財と考えております。この物件につきましては、平成9年にも東北財務局青森財務事務所長から未利用国有財産の取得について照会を受けておりましたが、当時は市の財政難から購入はできなかったものの、貴重な文化財産としてその保存に理解を求める要望を行った経緯があります。この物件につきましては、昨年10月に一般公募による売却を予定しているとの情報を得たことから、物件の保存について青森財務事務所と協議をいたしました。国では売却の方針に変更はないとのことでありましたので、市への売却について申し入れを行い、了承をいただきましたので、今回補正予算として提出したものであります。

次に、取得後の整備内容でございますけれども、今回の取得は物件の保存のための取得でありまして、整備については今後の利活用に合わせて計画を立てて整備したいと考えております。

今後の利活用につきましては、現在水源池公園堰堤を含めた区域の国の重要文化財指定に向けての作業を進めております。国の重要文化財の指定を受けますと、その活用計画を定めなければならないこととなりますので、文化財収蔵庫と今回取得する旧大湊高校寄宿舎も含め地域の方々と専門知識を有する方々を交えながら、その保存と活用について検討を加えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

まず、オフサイトセンターの件ですが、これももし誘致して完成したという前提のもとに立つのですけれども、この建物の運用とか管理主体はどのような形になるのでしょうか。

次に、文化財保護事業の関連ですけれども、私も建物そのものは、よく通るし、わかっているのですが、せっかく買うのですから、あの近辺に水源池公園があります。それと、自衛隊の北洋館という歴史的な資料館がありますので、そこら辺をひとつリンクして、大湊地区または宇田近辺の観光ゾーンといいますか、そういう面からもぜひ強化をしていただきたいと。その観点からもちょっとお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） オフサイトセンターの運用管理主体ということでございますけれども、現在当市に立地を要望しておりますオフサイトセンターにつきましては、先ほど申し上げましたように、市の防災施設を併設する構想で要望しておりまして、完成後の運用及び管理の主体につきましては、オフサイトセンター部分については国、防災施設部分については市ということになります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 水源池公園と北洋館をリンクした地域観光、地域振興について考えてほしいというふうなご意見でございました。これにお答えいたしたいと思っております。

水源池公園の堰堤、それから取水施設、文化財収蔵庫、それから旧大湊高校の女子寮、そして北洋館、これらの施設にはいずれも共通点があります。1つは、石づくりであるという歴史的な価値があります。それから、もう一つは旧海軍が関係している施設であるというふうなことで、同じ共通点を持ってございます。かつて大湊地区は旧海軍の軍港として栄えた歴史があります。これらの資源を有効に活用すべきであるというふうにご考えているところでございます。文化財の保護と活用、さらに地域の振興をいかに結びつけるかというのが課題だというふうに思っております。教育委

員会といたしましては、水源池堰堤の周辺の施設の国の重要文化財の指定に合わせながら、地域の方々と専門的知識を有する方々の意見を伺いながら、文化財の保存と活用、地域の振興にかかわる基本計画を作成し、その実現に向け努力したいと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

最後に、防災拠点の件について再度お尋ねします。今大平岸壁が特定地域振興重要港湾に指定されまして、耐震岸壁とかその他いろいろ整備をしているのですが、今この防災拠点という観点から、大平岸壁と今回のオフサイトセンター、そこら辺の関連づけはどのようにでしょうか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 防災拠点としての整備というふうなことで位置づけられております大湊港大平岸壁につきましては、オフサイトセンターとは直接の関連づけは現在のところないわけですが、災害時に陸路が寸断された場合、そういう場合には物資や人員等の海上輸送、海からの避難路というふうなこともございますので、耐震岸壁が今整備されているというふうな状況にもございますし、ウェルネスパークについては避難場所というふうな想定もなされているということでございます。そういうことのほかに、災害時には他地域からの派遣部隊の受け入れ場所としての活用等が考えられるかと思えます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

#### 会議時間の延長

○議長（村中徹也） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

合により、あらかじめこれを延長いたします。

○議長（村中徹也） 次に、4番目時睦男議員。

○4番（目時睦男） 何点か質疑させていただきたいと思います。

通告しておりました部分について、同僚議員の質疑の中で解消されている部分もありますので、重複を避けて質問させていただきたいと思えます。

1点目は、オフサイトセンターの関係であります。先ほどの市長説明の中で、今回の用地の整備費についてはむつ警察署の建設の用地測量というか、これがメインだという意味の説明かなと聞いたのですが、このオフサイトセンターの用地整備費を別な意味では建設については国の関係機関に現在働きかけているという先ほどの説明でありました。そういう時期の中で用地整備を先行せざるを得ない理由についてお聞きをしたいし、建設の費用の概算額がどれぐらいで、そのうち市が負担しなければならない額をどれぐらい見込んでいるのか、わかりましたらお聞きをしたいと思えます。

2つ目は、ブロードバンド光ファイバーについて、多額の補正予算を計上しているわけですが、このことによって市の行政運営にどのような効果が、また市民生活に対してどのような効果が期待されているのか、内容について説明をお願いします。

3つ目は、今回エコカー等の車両購入を見込んでいるわけですが、今回の購入台数、またどのような部署に配置を考えているのか。そしてまた、温暖化対策としてのこのエコカーの今後の市の車両の見通しというか、こういうエコカーに切りかえていく見通しについておわかりしているのであればお聞きをしたいと。

次がアークスプラザ、新庁舎の冷温水発生機の設置について計上しているわけですが、当

初工事費に計上できなかった理由は何なのか。そして、今回温暖化とも絡めてということで説明があったわけでありますが、このような機種を計上した中身についてお知らせを願いたい。

次は、第5款であります。緊急雇用等対策費として2,940万円を見込んでいます。その事業内容、雇用量、雇用期間、事業期間、そして事業主体、またどの箇所というか、事業を実施する箇所がどこなのか、この内容についてお聞きをしたいと思えます。

それに改修事業、いろいろと盛っているわけですが、7款から8款にかけて早掛レイクサイドヒル、屏風山ヒュッテ、イベント広場、公園施設等の改修事業費を見込んでおります。この具体的な改修内容についてお知らせを願いたい。

以上であります。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 1点目のオフサイトセンターと用地整備、先行するのはなぜかというふうなことでございましたけれども、これは先行というよりも、まず警察署の用地確定をすると、そしてその部分で境界もしっかりとらなければいけない、そういうふうな設計から整備がかかると。警察署の土地の部分については、たしか8,000万円だったのでしょうか、これは県のほうで土盛りをして整備をします。その以前の作業をしっかりまず整えなければいけないということで、オフサイトセンターの誘致が決定いたしますと、改めてその区画がしっかりしたところに土盛りをする等々の経費はまた議会のほうに諮らせていただくという手順になりますので、その部分でご理解をいただきたいと、このように思います。

そのほかにつきましては、担当のほうからお答えいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） オフサイトセンターにつ

いて、なぜ今補正なのかということでございますけれども、ご存じのように、中間貯蔵施設は事業が延期になっております。順調に進めますれば、平成24年7月が操業開始というふうなことになっているわけでございます。オフサイトセンターは、それ以前に、施設の完成以前に指定されている必要がございます。そういうことで、これが単独での施設ということで準備をしていくということになりますと、その底地については造成をするために1年半以上前に整備をしておく必要がある。つまり平成24年の4月ごろまでにはオフサイトセンターは完成していなければいけない。その後施設の操業開始になるまでにいわゆる避難訓練等、訓練期間を設けなければいけないということになっておりますので、オフサイトセンターとしての機能がきちんと図れるというふうな状況になっているということが必要でございます。そういったことから申しますと、用地の用意というのがこの時点で設計からかからなければいけない。造成については、来年度ということになるわけですが、そのための測量、造成設計というのは今からかからないと間に合わなくなるのではないかとというふうなことでございます。

それから、建設費用でございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、今のところは合築ということで、国と市の併存する施設というふうなことで考えております。当然ながら共用部分というのでも出てくるということがございまして、その辺でいまだ費用を確定できるというふうな状態ではございません。その前に採択してもらうということが必要でございますけれども。想定費用についても、まだ申し上げられる段階にないということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、光ファイバーが行政運営にどのような効果があるのかということでございますけれど

も、今回の光ファイバー布設の一番の効果、これにつきましては、これまで高速通信回線を利用した各種サービスの恩恵を享受できない地域で高速通信回線の利用が可能になるということでございます。ご承知のとおり市内の公共施設及び学校は、市町村合併の折にe 下北ねっとを構築してすべて光ケーブルでつながっておりまして、行政運営上は当面現状と大きな変化はないわけでございますけれども、ブロードバンド未提供地域の一般住民の方々にとっては、インターネットによってもたらされるさまざまなサービスを楽しむことができることになります。

また、情報基盤整備によりまして、地域に根差した産業、ビジネスの創出等新たな雇用確保にもつながり、産業振興のうえからもインターネットを活用した販路の拡大等の道が開けるということになるわけでございます。

ご存じかと思えますけれども、佐井村では、このブロードバンドによって実証実験等がなされている、遠隔医療についても実験がなされているというふうなことが報道されているところでございます。そういうことで、行政上も一般家庭の多くがインターネットに加入することによって遠隔医療、ひとり暮らしの家庭の安否確認等、医療、福祉のみならずさまざまな分野での活用あるいは発展が期待できるというふうなものでございます。

車両購入についてのご質問でございます。台数、配置部署、エコカー購入の今後の見通しということでございます。低排出ガス車の認定を受けている環境対応車に限定してございますが、軽自動車8台、普通自動車5台の計13台の購入を予定しております。いずれも積雪時には4WD対応可能な車両を想定してございます。

配置部署でございますが、軽自動車8台につきましては、管財課が一括管理し、各課に貸し出す車両として活用していきたいと思っております。

また、普通自動車5台につきましては、各庁舎に1台ずつ、本庁舎に2台を配置したいというふうと考えております。

今後のエコカーの購入見通しでございますけれども、これは財政状況が厳しい状況下でございますので、なかなかこれまでも予算化できなかったわけでございますが、世界的に環境対策が叫ばれているというふうなこともございますので、財政状況等をにらみ合わせながら、できれば計画的に更新を検討してまいりたいというふうと考えているところでございます。

本庁舎に設置の冷温水発生機を当初工事費に計上できなかった理由ということでございますけれども、このたびの新庁舎の整備に当たりましては、できるだけ既存の設備を活用するというふうな基本の方針で臨んでまいりました。交換せざるを得ないものは当然ながら省エネタイプのものというふうなことで考えていたわけでございます。この既存の設備、冷温水発生機、いわゆる冷温暖房機ということになるわけですが、既存の設備はアークスプラザ操業時からのもので、設置から約14年を経過してございます。当初軽微なオーバーホールで当面は稼働が可能だということで判断されていたところでございます。ただ、当該機器の耐用年数が迫ってきておりますことから、メーカーとしては保証期間を設けることができないということで、稼働可能で使えずものの維持管理については、将来的には若干の不安を抱いていたというのが正直なところでございます。そのような折に国の平成21年度補正予算の中にエコ対策に係る諸事業が交付金対策事業として取り上げられまして、当該機器の交換が環境に優しいエコの推進対象事業として全額交付金で対応が可能であるということが判明したわけでございます。そういうことで、この際維持管理上、将来的にも不安がない状態にすることが得策であるということ

判断いたしまして整備するというにいたしましたので、ご理解いただきたいと存じます。

エコ対策及び環境対策というふうなことでございまして、エコ対策としては、現在の重油のものと年間四、五十万ぐらいの経費の節減ということがあるわけでございますけれども、それ以上に環境に優しいと、現在は重油だきということでは非常に環境に負荷がかかる設備ということで、硫黄酸化物が大体100分の1程度に減少すると、99%カットになる。あるいは、二酸化炭素も28トンぐらい減少する。それから、窒素酸化物も3分の1ぐらい減少するというふうなことで、この機械は東北各県でもう既にかなりの実証例がございまして、この機器に取りかえられているという情報がございまして、この機械を使いたいということでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 第5款第3目の緊急雇用等対策費についてご説明申し上げます。

緊急雇用対策事業は、これまで実施しております事業に加えまして、新たに学校教育支援事業、むつ市墓地公園景観整備事業、むつ地区市有林森林景観形成事業の3事業を実施するものであります。緊急雇用創出事業の報酬367万5,000円は、学校における児童・生徒の学習活動及び生活支援及び保護者への教育相談支援を行う学校教育支援員等配置事業に5人で9カ月を見込んでございまして、事業主体は教育委員会になります。

委託料2,572万5,000円は、むつ市墓地公園の緑地、のり面等の整備を行うむつ市墓地公園景観整備事業に5人の雇用で20日間、事業主体はむつ市シルバー人材センターを予定してございます。また、むつ地区市有林の森林内下刈り作業を行うむつ地区市有林森林景観形成事業に20人の雇用で

90日間、事業主体は下北地方森林組合を予定してございます。

今回の補正で緊急雇用創出事業は、4事業、33人から7事業63人、延べ3,496人となってございます。

続きまして、第7款第3目の観光費でございます。早掛レイクサイドヒルキャンプ場改修事業費の500万円は、平成13年、電源三法交付金を活用し、オープンした早掛レイクサイドヒルキャンプ場のケビンハウス等の外壁が経年変化で傷んでいることから、平成20年度から4カ年でケビンハウス3棟、管理棟、炊事棟、屋外トイレの外部塗装を計画し、平成20年度はケビンハウスA棟を実施したところでございます。平成21年度はケビンハウスB棟及び屋外トイレ、次年度以降はケビンハウスC棟、管理棟、炊事棟と実施予定でしたが、これを前倒しで実施するものです。

屏風山ヒュッテ改修工事費430万円についてであります。釜臥山の中腹に位置する屏風山ヒュッテは、昭和41年に故堀川氏を初め地元有志、スキークラブ員の協力と労力奉仕を得て完成し、昭和45年にむつ市が寄附を受けた施設ですが、年数がたっていることから、老朽化が進んでおります。

この建物は、登山者の利用はもちろんのこと、悪天候時の避難場所として位置づけていることから、屋根及び外壁の改修工事費を増額するものです。

第7款第5目のむつ来さまい館等管理費でございます。イベント広場等改修工事費の450万円は平成3年に整備したイベント広場の舞台照明設備が老朽化したことから、照明器具6機を交換し、平成5年に整備したむつ下北観光物産館の照明器具を1階は24台、3階は18台交換することから増額したものでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番(目時睦男) ありがとうございます。

再度2点の説明を願いたいわけではありますが、1つにはエコカーの今後の見通しで、先ほどの総務部長の答弁で概略はわかったつもりではありますが、今後車両の耐用年数というか、現在の車両の更新時には随時エコカーに切りかえていくという考えなのかどうか、再度確認をさせていただきたい。

それに冷温水発生機の方の先ほどの説明の中で、既存の施設を利用するという、そういう考え方で本庁舎の改修工事を考えておたと。これまでの施設の冷暖房施設が14年経過をしていると、このような説明でありました。この既設の冷暖房施設の耐用年数が何年であるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

以上、2点お願いいたします。

○議長(村中徹也) 総務部長。

○総務部長(新谷加水) エコカーへの切りかえでございますけれども、現在市で所有しております車の台数は、バス等もひっくるめまして116台だったと思いますが、それぞれ10年以上たっている車も相当数ございますので、これらについてはできますれば順次更新するときにはエコカーに切りかえたいものと担当としては考えているところでございます。

冷温水発生機につきましてのご質問でございますが、既存の設備、これは1995年にアークスプラザができたときに設置されたということで14年、およそ十五、六年が耐用年数というふうになっておりますけれども、メーカー等で定められている年数、それがそのまま寿命というふうなことにはならないわけでございますが、それから数年は利用可能というふうなことはございます。したがって、私どもとしてはオーバーホールして活用したいという、当初はそういう考え方でメーカー等のほうにも見てもらったということで、実際に

使えないことはないわけですが、今の国のいわゆる経済対策、環境エコ対策という、そういういいメニューが出てまいりましたので、この際それに乗るほうが市民の利益にもかなうであろうという判断で交換をしようというふうな考えに至ったということでございます。

○議長(村中徹也) 4番。

○4番(目時睦男) 内容についてはわかりました。

それで、最後、先ほどの新谷泰造議員の質問とも関連するわけではありますが、今回の補正予算の説明資料として、一部は我々にも配布をいただいておりますが、私は議会に対して十分に我々が内容について承知できるような説明資料をぜひとも今後理事者側には配慮していただきたいと。また、それらの取り扱いについて、議長にもお願いしたいということを申し述べさせていただきたいと思っております。これについての市長の見解を求めます。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) さまざまな部分でご質問をいただきまして、答弁も誠意を持ってお示しさせていただいているというふうなことでございます。これ以上、またどういうふうな資料が必要なのか、ちょっと今ご発言のご趣旨がなかなか理解できないところでございます。その部分につきましては、議長から申し出、この部分についてもっと説明せよというふうなことでございましたら、議会のほうからのお求めに応じていかなければいけないと、このような認識を持っているところでございます。

○議長(村中徹也) ただいま目時議員から説明資料要求等がありました。議長といたしましては、後刻議会運営委員会及び代表者会議等々のご意見を拝聴して、適切に処理をしたいと思っております。ご了承願います。

これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、21番中村正志議員。

○21番（中村正志） 補正予算につきまして、若干  
質疑をさせていただきます。

このたびの補正予算は、23億4,550万円の増額  
補正であります。その中身を見ますと、そ  
のうち一般財源が1,850万円、地方債が7,110万円  
と、ほぼむつ市の持ち出しのない補正予算という  
ことで、財源に厳しいむつ市といたしましては歓迎  
すべきものなのかなというふうに感じております。  
そこで、今回の補正予算、歳入の部分で、そ  
のほとんどを占めます地域活性化・経済危機対策  
臨時交付金、また地域活性化・公共投資臨時交付  
金、これらの交付金の性格、どういうものに使える  
交付金なのかをお尋ねしたいと思います。

そして、歳出の部分であります。教育費の理  
科教材整備事業費についてお聞きしたいと思うの  
ですが、ちょうど先週末地元紙にその関連した記  
事が載っておりました。県内においても今回のこ  
の交付金措置、大変歓迎をしております。各自  
自治体でそれぞれ理科教材のほうに予算をつけてい  
るようであります。むつ市におかれましては、全  
部で2,150万円ほど理科教材の整備事業に充てら  
れております。他自治体と比べるとはござい  
ませんが、予算の多い少ないというも申すつもり  
はありませんが、教育委員会といたしまして、今  
回の予算措置、どの程度満足しているものなのか、  
そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まずこの交付金、今中村議  
員ご指摘のとおり、非常に持ち出しが少なく、  
これまで積み残していた、またこれから出さなけ  
ればいけない事業、こういうふうなものに非常に  
有効に使えることになりました。今までご質問、  
ご質疑をいただいたように、エコカーの問題だと  
か、それから公園のトイレの問題ですとか、さま  
ざまな本当に多岐にわたる非常に有効な使い方が  
できる補助金であり、交付金であったと。その部

分におきまして、今回の交付金、これを活用する  
ことによりまして、事業を前倒して実施できた  
というふうなことで、後年度、これから来年度以  
降事業費の抑制が非常に図られるものだと、きよ  
うの午前中の中村議員のご質問の中で答弁をいた  
しましたけれども、そういう部分では非常に一般  
財源及び公債費の減少、節減につながってくると  
いうふうな、そしてまたかなりの部分でご要望の  
あるところにお答えができたのではないかなと、  
このように思うところであります。

先ほどどなたかお話をしました、ご発言ござい  
ました、ばらまきというふうなご発言がございま  
したけれども、その部分は私はばらまきというよ  
りも、本当に有効にこれは市として使わせていた  
だく非常に貴重な財源であったというふうなこと  
で、ぜひとも御議決いただきますようお願いを申  
し上げたいと思います。

交付金等につきましては、担当からご説明いた  
します。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 各学校ではどういう反応か  
というふうなことだろうと思うのでございますが、  
例年理科教材につきましては、6校分につき  
まして126万円、6校全体で126万円ぐらいの配分  
で今まで充当してきたわけでございます。ちなみ  
に、青森県の中でと申しますと、余り参考になら  
ないかもしれませんが、小学校での充足率は  
15.1%でございます。県全体、市町村の平均でござ  
いまして、本市では小学校は14.74%でござい  
ました。中学校のほうは、県全体では15.2%、本  
市では16.58%というふうなことでございます。  
そうしますと余り他市町村からはそんなに遜色  
がないものと、こんなふうに思っておりますけれど  
も、ただ単に文部科学省ではできるだけ早く近づ  
けるというふうな指導があるわけでございます。

そういうことで、先ほど申しましたように、6

校につき1年間126万円ということで、私も長年教員をやっておりますが、各学校に100万円ずつになるとは考えられない世界でございまして、まさに千載一遇の機会だと、こんなふうに見えておまして、一気に配分したとしますと、先ほど申しましたように小学校は14.74%が19.95%にはね上がりますし、中学校のほうでは20.00%ということでございます。各学校では、今後新しい学習指導要領に対応したいいろいろな理科実験道具が求められておりますけれども、そういうことでどうしたらいいものかと悩んでいるやさきにこういう話でございましたので、100万円あるいはまた小規模校6校にも50万円と、相当な部分を新しい学習指導要領に対応できるような設備を補充できるということで大変喜んでおります。ありがとうございます。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 今回の経済対策にかかわる交付金のお尋ねについて、市長答弁に補足説明させていただきます。

国庫支出金の2つの交付金についてであります。これは地方公共団体が国と歩調を合わせ、経済対策に取り組むことができるようにと財政的な配慮から、国の第1次補正予算において創設されたもので、原則として経済危機対策が決定された日の翌日である4月11日以降、新たに予算措置をして取り組む事業が対象になるものであります。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、地方公共団体が地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じたきめ細かな事業を積極的に取り組むに当たり、地方財政の運営に支障が生じないように設けられたもので、人口や面積、財政力指数等の基準で交付されるものであります。本市には5億8,400万円の配分がありましたことから、今回の補正で公共施設及び小中学校の

デジタルテレビ整備事業や下北文化会館改修事業など、17事業の財源として活用を図ったものであります。

次に、地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、国で策定した経済危機対策として公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施できるように設けられたもので、各地方公共団体の公共事業の負担額等に応じて配分されるものであります。本市ではブロードバンド基盤整備事業と関根浜地区漁村再生交付金事業が該当するものであり、この事業費の補助金を除いた金額の9割、6億6,780万円が交付されるものであります。

次に、事業選択に当たりましては、必要性、緊急性があるものの、一般財源や起債の増加が見込まれることから、翌年度以降へ先送りした事業、今年度実施を予定した事業で、当初予算策定時にはまだ詳細について決定していなかったことから実施を見送った事業、平成22年度または平成23年度において事業の実施が見込まれている事業等につきまして、交付金の制度及び趣旨にのっとり、総合的に判断し、関係機関とも協議しながら事業を決定しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず、水川目地区酪農振興対策事業貸付金について対象事業は決まっているのかどうかというのを聞きたいのですが、新聞にもいろいろ書かれておりますけれども、再度この場でお答えしていただきたいと思っております。

それと、この貸付金の出どころ、同僚議員も今回質疑しておりますが、市長はこの出どころを議



会にはやはり匿名ということで、今後ともこういう寄附があったとしても、その立場は貫くということによろしいのかどうか、ここをちょっとお聞きしたいと思います。

2点目ですが、ちょっと私一般質問でも聞いているのですが、公園施設の改修整備、これはトイレ改修に関してだけ再度確認させていただきたいと思います。そこを詳しく、例えば何カ所、どういう形のトイレ、イメージ的には例えば関根の名古平にあるようなトイレだとか、そういう形で答弁してもらえればなというふうに思います。

以上、2点です。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 匿名の申し出がございましたので、匿名ということにさせていただきました。

今後ともというふうなのは、今後どういう形で寄附があるかわかりません。匿名を希望される方もさまざまな部分でございますし、また名前を出してくれという方もございます。それは、それぞれのケースに応じて、匿名を希望なさる方は匿名、名前を出して、例えば何とか教育基金だとか、さまざまな基金、そういうふうな場合にはその対応、それぞれのケースに応じて対応させていただきます。今回の件は、匿名をご希望なさいので寄附でございましたので、匿名ということにさせていただきますいております。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 水川目地区酪農振興対策事業貸付金についてお答え申し上げます。

この資金は、水川目地区での酪農業を持続的に発展、振興させるため、地域が一体となって進める事業などへ農家に取り組むために必要な資金を貸し付けるもので、その対象としては、1つは既往資金の借りかえのための経営再編資金、2つ目

として、素牛や農業機械導入のための経営拡大資金、3つとして、規模拡大等に伴う運転資金としての経営維持資金、これらを考えてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） トイレの改修についてのご質問にお答えいたします。

まず、公園改修費ですけれども、これはトイレばかりではございません。遊具4基、そのほかに公園のフェンス155メートルの改修がございます。ただいまの横垣議員のお尋ねでございますが、トイレの形状、これは今日ユニバーサルデザインという形で、要するに体の不自由な方や子供連れの方などさまざまな人が利用できる多目的のトイレという形で、これを併設しようというふうに考えております。イメージ的には下北駅前広場に設置されたトイレというふうな形で考えていただいて結構かと思っております。

トイレの規模ですけれども、男子用、大が2穴に小が2穴、女子用が2穴で多目的用が1穴というふうになって、解体費も含めまして1カ所当たり4,000万円というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） まず1点目の水川目地区酪農振興対策事業貸付金の出どころの件ですが、前、今それこそ市長が一生懸命取り組んでいる新庁舎をつくるきっかけになったのが東京電力と日本原子力発電でしたか、その2つからの15億円ということで出発したのですが、当時それこそ市長が尊敬する杉山前市長は、議会に明らかにしなかったのです。それやっぱり議会のほうで明らかにしてほしいということを再三言われて出どころを明らかにしたという経過は当然市長も当時議長でしたから知っていると思います。当然向こうは最初匿名でお願いしますと来たのです。それを議会の

ほうでどこから出るのだということで、宮下市長が尊敬する杉山前市長が、その議会の意を受けて向こうと交渉をして明らかにしたという経過は当然市長もご存じだと思います。ですから、そういう経過もあるのです。こういうのをそれなりにきちっと市長が受けるのであれば、何も汚いお金ではないですよ。明らかにしたって何が問題ですか。ということで、尊敬する杉山前市長は、そこをきちっと議会の意を受けて交渉をして明らかにしたということがあるわけです。だから、そういうことで我々も出どころはどこですかと聞いているわけですから、それをやはり誠心誠意、その声を届けていくという姿勢はとれないものでしょうか。何も汚いお金でないし、すばらしいことだと思います、これ。

そういうことですから、向こうに議会の声を、こういう意見があったよということで届ける、そういうことをしてくれませんか。それをちょっとお聞きしたいのですが。議員一人の声であっても、市民がバックにあるわけですから。

逆にそういうふうに匿名だとかと言えば、ますます疑問が膨らむのです、何かあるのではないかなと、この裏には。市長、だから何も汚いお金でないのだから、きちっとそういうことで、向こうに、こういう声があったというのを伝えてくれませんか。その後で報告してくれませんか。そういう考え方がないかどうか教えてもらいたいというふうに思います。

しかも、億単位というお金ですから、ますます匿名にすると疑問を持つ市民が多くなります。私もそういう声を聞いて、なぜ隠すのかと、答えられないです。市長とあそこ何か関係あるのでないのというふうにしか、そういうことですから、こういう声があったということをしきと向こうに届けて、これから匿名でない方向で、きちっと寄附するときは公表してもいいかということで交

渉してくれる考え方がないかどうか、ご答弁お願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 杉山前市長の話が、今質疑の中で経過がわかるだろうというお話がありましたけれども、私はわかりません。それは、まず一つお答えしておきます。

それと、現市長私と、あそこというのをどこを示しているのかわかりません。あそこ何か関係があるのではないかと、そういうふうな言い方をされると、非常にこれは、この議場の中でゆゆしき発言でないのかなと、私はこう思います。そういうふうな言い方は、私は心外な質疑でありますし、またご意見であると、このように思います。あそこというのはどこなのか、逆にお聞きしたい、そんな思いをしております。

それから、匿名の希望でございますので、その趣意がこの形で使ってくださいということで匿名をお願いされたわけですので、私はその紳士的な関係の中、これからもまた何かあるかもわかりませんし、ないかもわかりません。その関係をしっかりとつないでいくためにも、その言葉をしっかりと私は守り、匿名を希望したというふうなことで答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 向こうが匿名と言えば、それをそのまま交渉はしないということでありますが、ぜひやはり向こうと、こういう声があったということで伝えてください。そこはどうですか。

しかも、こういう億単位のお金、これはもうある特定のところにしか限られないです、こういうお金をよこすところは。新聞ももうでかかど書いていて、議会には報告できません。こんなおかしな話ないです。しかも、さっき言ったように、市民はますます疑問を持ってしまう。

市長は公約で情報公開が第一と掲げていますよね。そういう立場から考えれば、やはり議会の一議員が質疑したのに対して、出どころはどこですと答えてもいいのではないですか。そういう立場で向こうと話をし、やはり私は情報公開を第一にする市長なのだ、そういう声もあったからどうですかということ交渉する考え方。ますます市民は疑問を持ちますから、当然私も疑問を持ちます。本当に、あそこはどこかと聞きましたけれども、新聞にRFSと書いていますでしょう。私はこのことを言いたい、RFSと書いていますでしょう、むつ市4億円寄附。ところが、あなたは議会には報告できない。こういうへんちくりんな市民がみんな知っていて、議会で匿名で話をしなくてはいけないと、こういうねじれた現象を解消してください、市長。おかしい話でしょう。市民がみんな知っていて、我々がA会社、B会社と、こんな会話でしかできないのだったら、やはり尊敬する杉山前市長と同じような形できちっと、それを継続する市政ですから、そこの立場をしっかりと継続してください。このことを再度ご答弁お願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私は、相手方と、これは信義の関係がありますので、その部分で匿名を希望されているわけですので匿名というふうな、報道はどのような報道か、私も承知しておりますけれども、あくまでも私の立場としては匿名で寄附採納願が出され、そしてそれをお受けするというふうな段取りになっておりますので、その部分においては私は匿名ということにとどめさせていたいただきたいと。

情報公開の部分がありますけれども、この部分はやはり私は匿名というふうなことを今申し入れがあるわけですので、その信義を守っていきたく、こんな思いでございます。ご理解を

いただけるものと思います。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番千賀武由議員。

○11番（千賀武由） 環境対応車の購入事業並びに公共施設デジタルテレビの整備事業に関連して質疑したいのですけれども、お許し願いたいと思います。よろしいですか。

○議長（村中徹也） 発言してから関連性があるかないかを確認します。

○11番（千賀武由） 環境対応車購入事業の関係は、大畑庁舎の車庫の問題でございます。現在この車庫に4台しか車が入ってございません。あとの数台は、駐車場へ青空駐車が長年と続いてございます。管理上もこれはよくないし、車の長もちにも私は疑問を持ちます。今回普通車を1台廃止するのを機会に、大畑庁舎の車庫の増設が必要かと思っておりますが、このご意見を聞きたいと思っております。

それから、地上デジタルの関係でございますけれども、平成23年7月11日ですか、デジタルに移行してアナログが見られなくなるわけでございます。これは、市長もご存じのとおり、盛んにテレビ等でお知らせをしているところでございますが、むつ市管内でまだ難視聴地域があるのか、アナログ放送が停止になったとき、全くテレビ放送が視聴できない地区はないのか、把握をしていたからお知らせを願いたい。

それと、アナログが完全に停止して、対応した新しいテレビを買えない方、一般の方、また附属器具も買えないで全くテレビを見れない一般の方もむつ市で私は出てくるのではないかと思います。その方策はどのように市長は考えているのか、この点についてお聞きを願いたいのでございます。だめでしょうか。

○議長（村中徹也） ただいまの千賀武由議員の1

点目の車庫の問題の質疑であります、当補正予算への関連性が極力薄いと言わざるを得ません。よって、答弁につきましては、親切、不親切、答える、答えないは理事者に任せますが、そこら辺はご容赦をお願いしたいと思います。関連性が極力薄いと議長は認めざるを得ません。よろしくお願ひします。

市長。

○市長（宮下順一郎） ただいま議長からそういうふうなことでございますけれども、やはり誠意を持ってお答えをしなければいけないのかなと、そういうふうなぞかけなのかなと思います。車庫につきましては、ご意見として承っております。

それから、アナログからデジタル放送への難視聴地域の問題、これはNHKが去年の秋口からかなり各地区に入りまして、川内のたしか畑地区のほうにも来て、その調査だとかさまざまな手法、そういうふうなことで取り組んでいるという話も聞いておりますし、また民放のほうもかなりの動きが今現在進んでおります。そういうふうな部分で、難視聴地域の解消にはそれぞれの放送局が対応してくれるものと期待をしておりますし、またその部分についても放送局等に対しまして、確認をして、難視聴地域の解消に向けての努力を重ねて、我々も積極的に話を進めていきたいと、このように思います。

アナログからデジタルにかわってテレビが見えなくなったらというふうな、これは国のほうもかなり制度的な部分で対応し、何かチューナーだとか、そういうものが安価につくとか、その場合は補助をすとか、さまざまな制度がたしか前々回の一般質問の中でもお答えをしていたかと思ひますけれども、そういう国の制度だとかを大いに利用して、その部分についても市民に対しての啓蒙は進めていかなければいけないと、こんな思いをいたしております。

補足をさせます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 地上デジタル放送の難視聴地区対策について市長に補足説明させていただきます。

市内では、川内町上小倉平35戸、川内町銀杏木45戸、脇野沢渡向110戸、大畑町薬研11戸、合計201世帯が難視聴というふうなことで調査結果が出ております。

その対応策でございますけれども、上小倉平、銀杏木地区につきましては共聴施設をつくると。自主共聴になりますが、NHKと国から補助金が出ます。自己負担は1戸当たり約7,000円ぐらいになるだろうというふうなことでございます。ただし、このための調査については補助対象外ということになります。

それから、渡向については無線共聴施設を新設するというので、やはり補助事業で行われるというふうなことでございます。今のところ、薬研地区がまだ対応を示せない状況にあるわけでございますけれども、これもブロードバンドの環境下に入りますと、そのブロードバンドを利用した格好での難視聴解消というふうなことが可能になってくるものと思ひます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（千賀武由） ありがとうございます。何事も早急な対策が必要かと思ひます。

テレビは、市長、貴重な情報の一つでございます。全くテレビを見れない方が一人もむつ市にいないように対策方よろしくお願ひして終わります。ありがとうございます。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。13番馬場重利議員。

○13番（馬場重利） 第8款5項2目公園管理費1

億1,350万円、先ほども同僚議員の質疑がございました。改めてお聞きいたしたいと思います。早掛沼公園と水源池公園のトイレ改修ほかということでお聞きしましたけれども、再度詳しくお願いいたします。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 8款5項2目の公園管理費に計上しております公園施設改修整備事業費の内容についてでございますが、早掛沼公園と水源池公園に設置しておりますトイレ各1棟の改築と公園に設置されております遊具の老朽化に伴う更新並びにフェンスの改修費であります。

まず、13節の委託料では、トイレの実施設委託費2棟分で450万円、次に15節の工事請負費でございますが、トイレの改修費2棟分で既存トイレの取り壊しを含め8,000万円、老朽化しております遊具の更新として旭町、川守町、大平町、出戸地区の遊具4カ所、4基を更新する費用として2,400万円、そのほか川守児童公園の破損の著しいフェンス、延長155メートルを500万円改修する予定となっております。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（馬場重利） ありがとうございます。むつ市の3大公園の一つである代官山公園が入っていないのですね。代官山公園もトイレが非常に古くなっており、それから、もう一つ、ベンチも腐ってしまっているのです。あそこは、町なか公園の最たる公園でありますから、もう少し改修の目を向けてほしいと思うのだけれども、その辺いかがですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 代官山公園は、今議員お話しのとおり、町なか公園ということで、また歴史のある、かつて第二田名部小学校ということで、多くの方々が訪れているように聞いております。今議員お話しのように、むつ市の3大公園の一つ

というふうな認識を持っております。このトイレの改修は計画的に、そしてまたベンチの部分、こういうふうなところもよく現状を把握いたしまして、これは積極的に取り組まなければいけない事案というふうに認識をいたしました。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（馬場重利） 代官山公園は、町なか公園でありますから、恐らく都市公園の中でも、これは触れられてくるはずなのです。この間ちょっと行ってみたら、ベンチに座って、緑がいっぱいあつてすごくいい公園なのですけれども、座れるベンチではないのです。ひとつあそこは例えば入り口が今1カ所しかないけれども、町なか公園としての利用度を高めるためには、やはり後ろのバイパスのほうに抜ける道路を、がけを登っていけば登山道みたいな道路はありますけれども、その辺も含めてひとつお願いしたいというふうに思います。

それから、さっき目時議員もおっしゃっていましたが、詳しい説明、質疑の中でこれはそうかなというのはわかるけれども、これは例えば今言ったみたいに、公園管理費1億1,350万円、説明が公園施設改修整備事業費と、これだけです。これやはり聞かないと中身が全然わからないのです。この説明のスペースが小さかったら、議案第51号資料、補助金等の関係資料というのが渡っていますけれども、こういう形でひとつ出してほしいのです。そうでないと、別に質疑しなくてもいいやというのもしっぱいあるはずですよ。これ質疑して初めてわかるのです、中身が。特にきょうはかなり質疑が多いというのは、金額もそうですけれども、その辺のところ欲しいということをおっしゃっているのだらうと思うのです、目時議員は。私もそう思うのです。

それから、議長にもお願いしますけれども、これはいわゆる原案に対する質疑ということではなく

て補正予算全般にかかわる、特に補正予算額が二十数億円にわたる増額補正でありますから、なるべく関連質問を受けていただきたい。こういうのに使うよりは、もっとこっちのほうがいいのではないかという質問があっても、これいいはずなのです。それらをひとつお願いして、私の質問を終わります。

○議長（村中徹也） ただいま馬場重利議員から要求がありました説明資料等の要求及び関連質問等々につきましては、後日及び後刻議会運営委員会及び会派代表者会議等々のご意見を聞き、適切に対処したいと思っております。ご了承願います。

これで馬場重利議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第51号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 議案第51号に対し、反対討論を行います。

第1に、むつ市の財政が厳しいからといって、寄附者が匿名で財源が明確でない4億円もの多額の寄附は受けるべきではない。

第2に、下北文化会館改修工事の緊急性が明確でない。老朽化で改修工事が必要なのであれば、計画的に一般予算に計上すべきである。

第3に、新聞報道によると、緊急事態応急対策拠点施設、いわゆるオフサイトセンターは既に東通村、六ヶ所村にあり、年に二、三日から1週間のみでの使用で、年間維持運営費が4,000万円であり、その管理が問題となっている。果たしていわゆるオフサイトセンターの管理が問題となっている現状で中間貯蔵施設オフサイトセンターは可能性はあるのか。国に要望しているだけで実現の可能性は不透明である、したがって、中間貯蔵施設オフサイトセンターの見通しが立ってから測量及び設計をしても遅くはない。

第4に、本庁舎移転工事は中古物件の改修工事の弊害としてなし崩し的に追加工事が次々と行われ、工事費の限界がわからなくなっており、財政再建に悪影響を及ぼす。

以上の理由から、本議案に反対いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これにて討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第51号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者5人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

#### 散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月24日及び25日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よっ

て、明6月24日及び25日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、6月26日は付託議案審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議、議員派遣を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時11分 散会

